

---

みなかみ町  
災害廃棄物処理計画

---

令和3年3月

みなかみ町



## 目次

第1章 総則.....	1
第1項 災害廃棄物処理計画の概要 .....	1
第2項 基本的事項 .....	4
第2章 組織及び協力支援体制 .....	18
第1項 体制と業務概要 .....	18
第2項 関係機関との連携及び県・市町村・民間業者との相互支援 .....	23
第3項 広報と情報発信 .....	29
第3章 災害廃棄物処理.....	30
第1項 道路啓開.....	30
第2項 生活ごみ等(避難所ごみ)の収集、処理・処分.....	30
第3項 し尿処理.....	33
第4項 災害廃棄物処理.....	35
第4章 その他.....	49

## 第 1 章 総則

### 第 1 項 災害廃棄物処理計画の概要

#### 1 計画策定の目的

みなかみ町災害廃棄物処理計画(以下「本計画」という。)は、将来発生が予測される大規模災害に備え、災害により発生する廃棄物(以下「災害廃棄物」という。)を適正かつ円滑・迅速に処理するための方針を示すとともに、国・県・市町村・民間業者等の役割分担を明確化し、平時から相互支援体制の構築を図ろうとするものである。

#### 2 計画の位置付け

東日本大震災等、近年における災害の教訓・知見を踏まえ、災害廃棄物を適正かつ円滑・迅速に処理するために、平成 27 年 7 月に廃棄物の処理及び清掃に関する法律(昭和 45 年法律第 137 号。以下「廃棄物処理法」という。)が改正され、災害廃棄物処理対策が強化された。

廃棄物処理法の改正を受け、平成 28 年 1 月に「廃棄物の減量その他その適正な処理に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るための基本的な方針」(以下「環境大臣基本方針」という。)が変更され、市町村において非常災害発生時に備えた災害廃棄物処理計画を策定するものとされた。

本計画は、災害廃棄物処理法、環境大臣基本方針、みなかみ町地域防災計画及び群馬県災害廃棄物処理計画等と相互に連携を図りつつ策定するものであり、関係法令を含む本計画の位置付けは図 1-1 のとおりである。

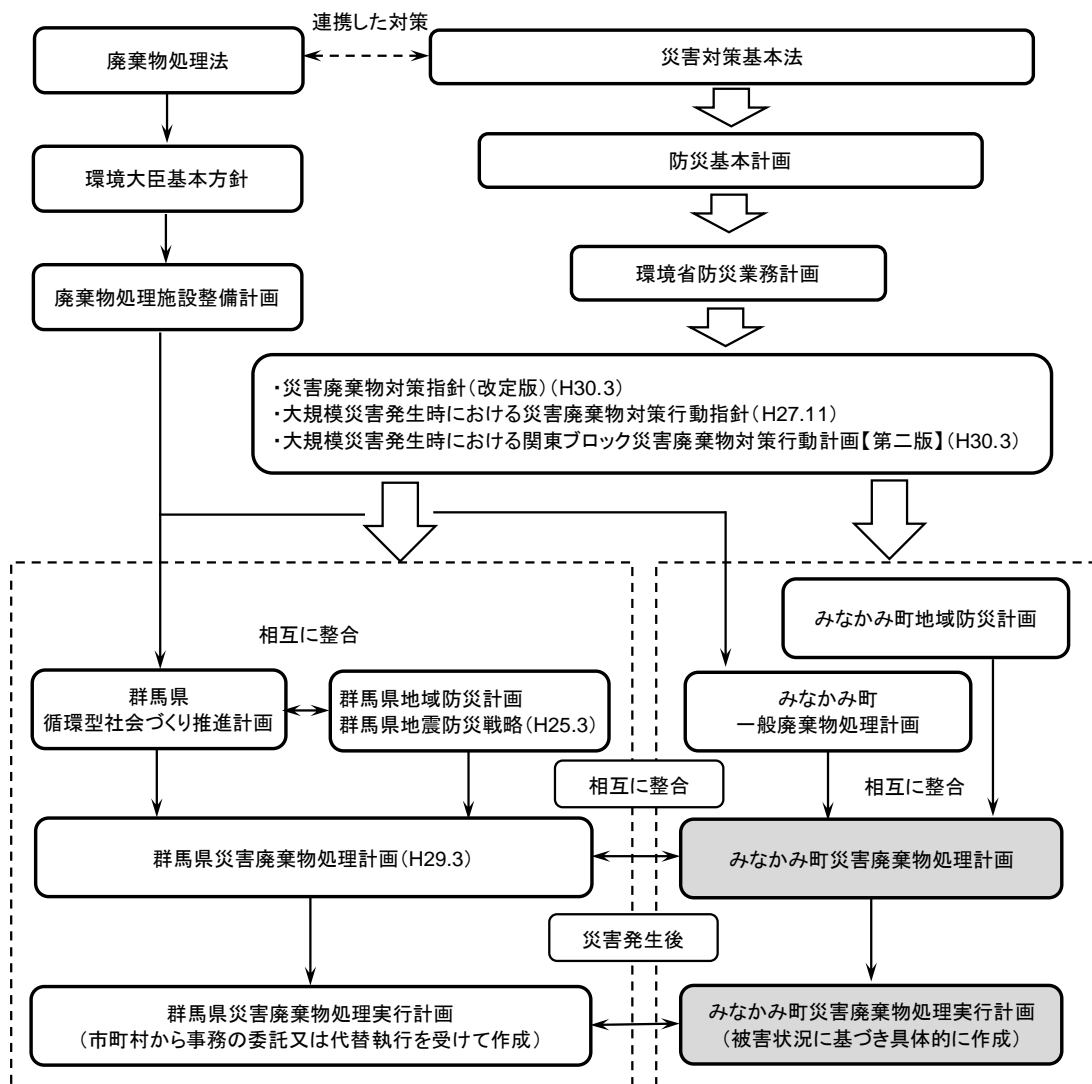


図 1-1 本計画の位置付け

### 3 計画の見直しのあり方について

本計画は、みなかみ町地域防災計画や群馬県災害廃棄物処理計画が改定された場合、訓練等を通じて内容の変更が必要になった場合等、状況の変化に応じて適宜追加、修正を行うこととする。

#### 3-1 他の事例の情報収集

他の地域で災害廃棄物処理を行っている場合には、対応状況等の情報収集に努めることとする。

#### 3-2 本計画の見直し

県の災害廃棄物処理計画の見直しが行われた場合や、みなかみ町地域防災計画が大きく見直された場合などは本計画を点検し、見直しを行う。見直しの履歴については計画に明記する。

#### 3-3 リストの更新

協定締結事業者団体の会員リスト、県及び市町村等連絡先一覧、県及び県内市町村の廃棄物部局経験者リストやその他関係者の連絡先等については、毎年、内容を更新する。

## 第2項 基本的事項

### 1 対象とする災害と廃棄物の種類

#### 1-1 対象とする災害

本計画では、「みなかみ町地域防災計画」で整理されている過去の災害及び想定している災害に加え、「みなかみ町洪水ハザードマップ」及び「群馬県災害廃棄物処理計画」を踏まえ、次の災害を検討対象とする。

#### (1) 地震災害

表 1-1 に示す 3 つの地震災害を取り上げることとする。なお、「みなかみ町地域防災計画」では、六日町断層帯による地震及び長野盆地西縁断層帯による地震も取り上げられているが、「群馬県災害廃棄物処理計画」等での検討内容を踏まえ、表 1-1 に示す 3 つの地震災害を取り上げることとした。

表 1-1 地震災害

想定地震名	規模 (M)	長さ (km)	発生確率
関東平野北西縁断層帯 主部による地震	8.1	82	今後30年以内では、ほぼ0%～0.008%
太田断層による地震	7.1	24	-
片品川左岸断層 による地震	7.0	20	-

#### (2) 水害

みなかみ町では「みなかみ町洪水ハザードマップ」が整理されており、利根川水系利根川(県北区間)が氾濫した場合の検討がなされている。そこで、水害についてはこれを対象とした。

#### (3) 土砂災害

みなかみ町は山間部に位置するため、土砂災害危険箇所が非常に多く、町内を 60 に区分し、それぞれの地区ごとにハザードマップ(土砂災害危険箇所位置図)を作成している。これを踏まえ、月夜野地区、水上地区、新治地区のそれぞれで災害が発生した場合の状況を対象とした。

#### (4) 雪害

「みなかみ町地域防災計画」では、平成 17～18 年豪雪と平成 26 年大雪の状況が記されている。これらのうち、平成 26 年大雪の際の状況を対象とした。

## 1-2 対象とする廃棄物の種類

本計画で対象とする災害廃棄物は、表 1-2 及び表 1-3 に示すとおりとする。本計画では、放射性物質及びこれによって汚染された廃棄物は対象としない。

また、道路や鉄道等の公共施設等からの廃棄物の処理については、原則として管理者が行うものとする。

発生した災害廃棄物の例を図 1-2 に示す。

表 1-2 対象とする廃棄物(災害によって発生)

種類	内容等
不燃性混合物	分別することができない細かなコンクリートや木くず、プラスチック、ガラス、土砂等
可燃性混合物	繊維類、紙、木くず、プラスチック等
木質系廃棄物(木くず)	家屋の柱材・角材、家具、流木、倒壊した自然木
コンクリートがら	コンクリート片やブロック、アスファルトくず等
金属くず	鉄骨や鉄筋、アルミ材等の金属片
廃家電※	被災家屋から排出されるテレビ、洗濯機、エアコン等の家電類で、被災により使用できなくなったもの
廃自動車※	被災により使用できなくなった自動車、自動二輪、原付自転車
思い出の品	写真、賞状、位牌、貴重品等
その他	腐敗性廃棄物(畳、被災冷蔵庫等から排出される食品、食品工場等から発生する原料・製品等)、有害物(石綿含有廃棄物、PCB、感染性廃棄物、化学物質、CCA・有機塩素化合物、医薬品類、農薬類等)、危険物(消火器、ボンベ類等)、石膏ボード、タイヤ等

※リサイクル可能なものは、各リサイクル法に基づき処理を行う。

表 1-3 対象とする廃棄物(被災者や避難者の生活に伴い発生)

種類	内容等
生活ごみ	被災後に家庭から排出される生活ごみや粗大ごみ
避難所ごみ	避難所から排出される生活ごみ、使用済み簡易トイレ等
仮設トイレのし尿	避難所等から排出されるくみ取りし尿





(1)不燃性混合物



(2)可燃性混合物



(3)木質系廃棄物



(4)コンクリートがら



(5)金属くず



(6)廃家電

出典：災害廃棄物対策フォトチャンネル([http://kouikishori.env.go.jp/photo\\_channel/](http://kouikishori.env.go.jp/photo_channel/))

図 1-2 災害廃棄物の例

## 2 災害廃棄物の発生量の推計

災害廃棄物の発生量、既存施設での災害廃棄物の処理可能量をあらかじめ把握しておくことは、処理・処分計画を作成するための基礎資料として重要である。

「群馬県災害廃棄物処理計画」で推計された災害廃棄物の発生量及びみなかみ町地域防災計画で想定された災害による災害廃棄物の発生量等を推計し、以下に整理する。

### (1) 地震災害

「群馬県災害廃棄物処理計画」における地震による災害廃棄物発生量の推計結果は表 1-4 に示すとおりである。

関東平野北西縁断層帯主部による地震、太田断層による地震及び片品川左岸断層による地震の 3 つの地震のうち、みなかみ町で最も被害が大きくなるのは関東平野北西縁断層帯主部による地震であり、災害廃棄物発生量 362t と推計されている。

表 1-4 地震による災害廃棄物発生量推計結果

想定地震		関東平野北西縁断層帯主部による地震		太田断層による地震		片品川左岸断層による地震	
		重量(t)	容積(m <sup>3</sup> )	重量(t)	容積(m <sup>3</sup> )	重量(t)	容積(m <sup>3</sup> )
災害廃棄物発生量		362	335	0	0	32	30
組成別内訳	可燃物	29	72	0	0	3	6
	不燃物	101	92	0	0	9	8
	コンクリートがら	210	142	0	0	19	13
	金属くず	11	10	0	0	1	1
	柱角材	11	20	0	0	1	2
仮置場必要面積(m <sup>2</sup> )		134		0		12	

出典)群馬県災害廃棄物処理計画(平成 29 年 3 月、群馬県)

### (2) 水害

みなかみ町における水害時の被害状況は「みなかみ町洪水ハザードマップ」として「利根川水系利根川(県北区間)洪水想定区域図(想定最大規模)」(群馬県県土整備部河川課作成)がある。このハザードマップを基に災害廃棄物量を推計した結果は表 1-5 に整理するとおりであり、1,650.4t の災害廃棄物が発生すると推計される。この量は、地震災害で最も被害が大きいと予想される関東平野北西縁断層帯主部による地震の場合の 4 倍以上であり、みなかみ町においては地震よりも利根川の氾濫による被害の方が甚大になると推察される。

なお、水害による災害廃棄物量を推計するにあたって利用した発生量原単位等は表 1-6～表 1-8 に示すとおりである。

表 1-5 水害による災害廃棄物発生量推計結果

区分	浸水深	0.5m未満	0.5～ 3.0m未満	3.0～ 5.0m未満	5.0m以上	合計
	被害想定	床下浸水 0.62	床上浸水 4.6	大規模半壊 9.8	全壊 12.9	
建物数 (棟)	下津	0	1	0	0	1
	政所	14	46	0	0	60
	真庭	2	16	2	0	20
	後閑	46	144	51	7	248
	月夜野	2	5	0	2	9
	合計	64	212	53	9	338
災害廃棄物量 (t)	下津	0.0	4.6	0.0	0.0	4.6
	政所	8.7	211.6	0.0	0.0	220.3
	真庭	1.2	73.6	19.6	0.0	94.4
	後閑	28.5	662.4	499.8	90.3	1,281.0
	月夜野	1.2	23.0	0.0	25.8	50.0
	合計	39.7	975.2	519.4	116.1	1,650.4

表 1-6 水害廃棄物発生量の推計方法(建物被害)

区分	原単位 (t/世帯)	備考
全壊	12.9	住家その居住のための基本的機能を喪失したもの、すなわち、住家全部が倒壊、流失、埋没、焼失したもの、または住家の損壊が甚だしく、補修により元通りに再使用することが困難なもの
大規模半壊	9.8	居住する住宅が半壊し、構造耐力上主要な部分の補修を含む大規模な補修を行わなければ当該住宅に居住することが困難なもの
半壊	6.5	住家その居住のための基本的機能の一部を喪失したもの、すなわち、住家の損壊が甚だしいが、補修すれば元通りに再使用できる程度のもの
一部損壊	2.5	住家が損壊しているが、使用できる程度のもの

出典)群馬県災害廃棄物処理計画(平成 29 年 3 月、群馬県)

表 1-7 水害廃棄物発生量の推計方法(床上・床下浸水)

区分	原単位 (t/世帯)	備考
床上浸水	4.6	浸水深が0.5m以上1.5m未満の被害
床下浸水	0.62	浸水深が0.5m未満の被害

出典)群馬県災害廃棄物処理計画(平成 29 年 3 月、群馬県)

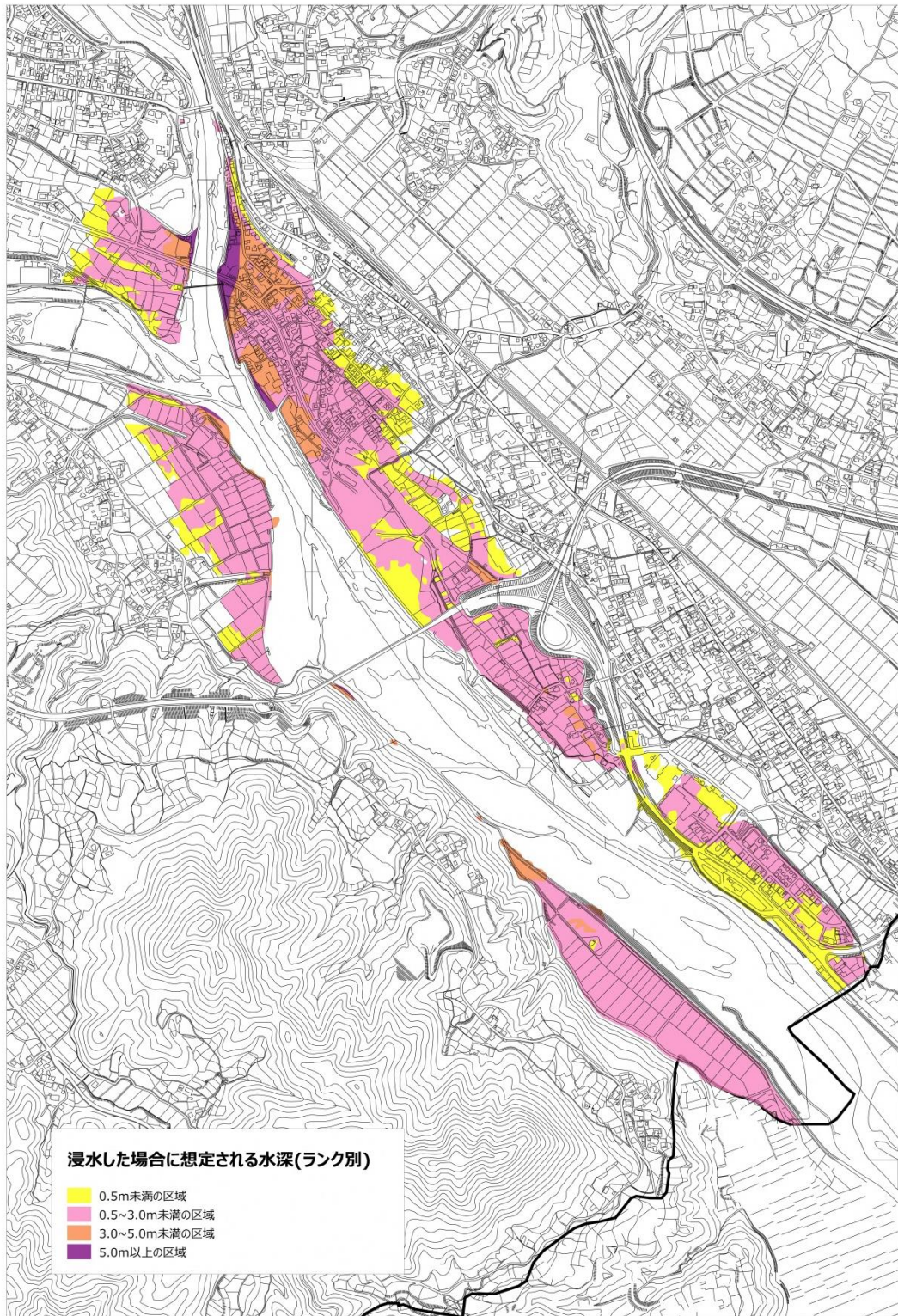


図 1-3 洪水による浸水域(群馬県県土整備部河川課資料を基に作成)

表 1-8 水害による洪水深と被害想定

浸水深	被害の想定
0.5m未満	床下浸水
0.5～3.0m未満	床上浸水
3.0～5.0m未満	大規模半壊
5.0m以上	全壊

### (3) 土砂災害

みなかみ町は山間部に位置するため、土砂災害危険箇所が非常に多く、町内を60に区分し、それぞれの地区ごとにハザードマップ(土砂災害危険箇所位置図)を作成している。

本計画ではこれら全てのケースについて検討するのではなく、月夜野地区、水上地区及び新治地区において、いずれか1箇所土砂災害が発生した場合を検討ケースとする。

なお、この災害により発生する被害は、令和元年の台風19号により群馬県内で発生した被害を基に、被災建物20戸程度、災害廃棄物量100tを想定する。

表 1-9 令和元年台風19号による被害状況

市町村	全壊 (棟)	半壊 (棟)	一部破損 (棟)	床上浸水 (棟)	床下浸水 (棟)	被害棟数 計(棟)	推計発生 量(t)
太田市	0	135	208	0	0	343	1,397.5
高崎市	1	71	161	0	0	233	876.9
大泉町	0	50	14	2	50	116	400.2
富岡市	12	7	23	0	0	42	257.8
下仁田町	1	21	19	1	0	42	201.5
嬭恋村	5	5	0	3	9	22	116.4
千代田町	0	2	22	0	0	24	68.0
藤岡市	2	1	4	3	0	10	56.1
上野村	1	3	5	0	0	9	44.9
前橋市	0	0	16	0	0	16	40.0
南牧村	0	0	2	1	17	20	20.1
伊勢崎市	0	0	3	3	13	19	29.4
その他	0	1	44	7	23	75	163.0
合計	22	296	521	20	112	971	3,671.7

出典「台風19号に関する情報(第28報)人的・住家被害等(確定値)」(群馬県ホームページ)を基に作成

#### (4) 雪害

みなかみ町において過去に発生した大雪による被害のうち、平成26年大雪の際の被害状況は次のとおりであった。

表 1-10 平成 26 年大雪の際の被害状況

状況	件数	災害廃棄物量(推計値)	
		原単位(t/棟)	発生量(t)
住宅軽度倒壊	11	2.5	27.5
住宅床下浸水	1	0.62	0.6
車庫・カーポート倒壊	25	2.5	62.5
物置等倒壊	18	2.5	45.0
店舗軽度倒壊	1	2.5	2.5
合計	56	-	138.1

なお、災害廃棄物発生量に関しては、発生量原単位が水害の場合と同様として設定し、推計を行った。なお、車庫・カーポート及び物置は、住宅の場合よりも発生量が小さくなるとみなし、住宅の一部損壊と同様に扱うこととした。

表 1-10 に示すように、平成 26 年大雪の際、みなかみ町においては 138.1t の災害廃棄物が発生したものと推察される。そこで、雪害に関しては、この状況を想定する。

なお、この大雪の際、群馬県全体では 7,178t の災害廃棄物が発生したとの記録が残っており、令和元年台風 19 号による被害(表 1-9 参照、約 3,700t)の 2 倍ほどの被害となっていることがわかる。

### 3 仮置場の必要面積の算出

2 で推計した災害廃棄物の発生量(m<sup>3</sup>)を基に、次の方法で仮置場の必要面積を算出する。

- 必要面積＝仮置量÷積み上げ高さ×(1＋作業スペース割合)
- 仮置量＝災害廃棄物の発生量－年間処理量
- 年間処理量＝災害廃棄物の発生量÷処理期間(通常3年とする。)
- 積み上げ高さ:5m とする
- 作業スペース割合:1 とする

それぞれの災害発生時の仮置場の必要面積は次のとおりである。なお、ここでの算出は、次の条件によることとした。

- 仮置量:災害発生時に発生した災害廃棄物の全てを仮置場へ搬入
- 処理期間:1年を想定
- 積み上げ高さ:3mを想定
- 作業スペース割合:1を想定

仮置場の必要面積の推計結果を表 1-11 に示す。利根川氾濫の場合が 948m<sup>2</sup>で、最も広い面積が必要となった。その他の場合は 57～223m<sup>2</sup>であり、大きな面積を必要としないことがわかる。

表 1-11 仮置場必要面積

想定地震		関東平野北西縁断層帯主部による地震		利根川氾濫		土砂災害		雪害	
		重量(t)	容積(m <sup>3</sup> )	重量(t)	容積(m <sup>3</sup> )	重量(t)	容積(m <sup>3</sup> )	重量(t)	容積(m <sup>3</sup> )
災害廃棄物発生量		362	335	1,650	1,421	100	86	138	119
組成別内訳	可燃物	29	72	73	182	4	11	6	15
	不燃物	101	92	1,164	1,058	71	64	97	89
	コンクリートがら	210	142	163	110	10	7	14	9
	金属くず	11	10	10	9	1	1	1	1
	柱角材	11	20	35	63	2	4	3	5
	土砂	-	-	206	115	13	7	17	10
仮置場必要面積(m <sup>2</sup> )		223		948		57		79	

注)地震災害の容積換算は、「群馬県災害廃棄物処理計画」の数値を利用。

注)その他の災害の容積換算は、平成27年9月の関東・東北豪雨の際の実績を踏まえて設定。

#### 4 仮置場候補地の選定

仮置場は一般に、一時仮置場と二次仮置場があり、それぞれの定義等は次のとおりである。

##### ●一次仮置場

###### 【定義】

- ・道路啓開や住居等の片付け、損壊家屋の撤去(必要に応じて解体)等により発生した災害廃棄物を被災現場から集積するために一時的に設置する場所で、基本的に市区町村が設置して管理・運営し、最終的に閉鎖(解消)する。なお、別の一次仮置場から災害廃棄物を一時的に横持ちした場所や、粗選別を効率的に行うために設けた複数の一次仮置場を集約した場所も一次仮置場に含まれる。
- ・一次仮置場では、可能な限り粗選別しながら搬入すると同時に、バックホウ等の重機や展開選別により、後の再資源化や処理・処分を念頭に粗選別する。
- ・固定式又は移動式破砕機を設置し、角材や柱材、コンクリート塊等の破砕処理を行う場合もある。

###### 【設置場所】

- ・運動公園や公共の遊休地等、ある程度の広さが確保できる場所が望ましい。
- ・面積が小さい場合でも一次仮置場として利用することができるが、種類の異なる災害廃棄物が混合状態とならないよう分別を徹底することや、品目を限定して複数の仮置場と連携して運用することも検討する。また、事故が発生するのを防ぐため、重機の稼働範囲を立ち入り禁止にする等、安全管理を徹底することが必要である。

##### ●二次仮置場

###### 【定義】

- ・処理処分先や資源化先に搬出するまでの中間処理が一次仮置場において完結しない場合に、さらに破砕、細選別、焼却等の中間処理を行うとともに、処理後物を一時的に集積、保管するために設置する場所。

###### 【設置場所】

- ・中間処理のための設備を設置することから、一次仮置場と比較すると広い場所が必要となり、運動公園、港湾、工業用地、公有地等で、数ヘクタールの面積を確保できる場所に設ける。

これらのうち特に二次仮置場は、これを設けた場合、過去の事例から、設置期間



が1年以上に及ぶことが予想されること、公園、グラウンド、公民館、空地等は被災者の避難所・応急仮設住宅及び自衛隊の野営場に優先的に利用されること、発災直後や復旧・復興期など時間の経過により必要とされる用途が変化する場合があることに留意し、次の条件に適合するような土地から選定する。また、仮置場候補地のリストは、毎年更新するものとする。

- ア 廃棄物処理施設、最終処分場跡地等の公有地(市(町村)有地、県有地、国有地等)
- イ 未利用工場跡地等で長期間利用が見込まれない私有地(借り上げ)
- ウ 二次災害や環境、地域の基幹産業等への影響が小さい地域
- エ 応急仮設住宅など他の土地利用のニーズが小さい地域の都市公園等
- オ 周辺の道路交通への影響が小さい地域
- カ 河川の増水により災害廃棄物が流出するおそれが高い地域
- キ 水害廃棄物については、リサイクルや焼却処理の前処理のため付着した泥・砂を洗い流す洗浄エリアの配置や洗浄水が周辺河川等へ直接流出しないよう沈砂池の設置にも配慮する。

仮置場の必要面積を算出した結果、本計画の想定では、1年間で全ての災害廃棄物を処理することとした場合でも最大で948m<sup>2</sup>であり、二次仮置場の設置は必要ないと判断できる。

選定した候補地は、表1-12に示すとおりである。また、これらの仮置場候補地の位置等を図1-4に示す。

表 1-12 仮置場候補地

No.	名称	所在地	面積(m <sup>2</sup> )
1	旧 幸知小学校跡	幸知101番地ほか	8,054
2	水上支所 職員駐車場の一部	鹿野沢	1,420
3	旧 清水建設寮跡	湯原	2,562
4	小仁田ストックヤード	小仁田454	2,470
5	矢瀬公園 上段駐車場	月夜野2936番地	1,387
6	月夜野農村環境改善センター第2駐車場	月夜野	1,874
7	奥利根アメニティパーク	布施2806番地1	1,102
8	赤谷湖休石広場駐車場	相俣1052番地2	1,028
9	旧 入須川小学校跡	入須川1924番地ほか	3,148

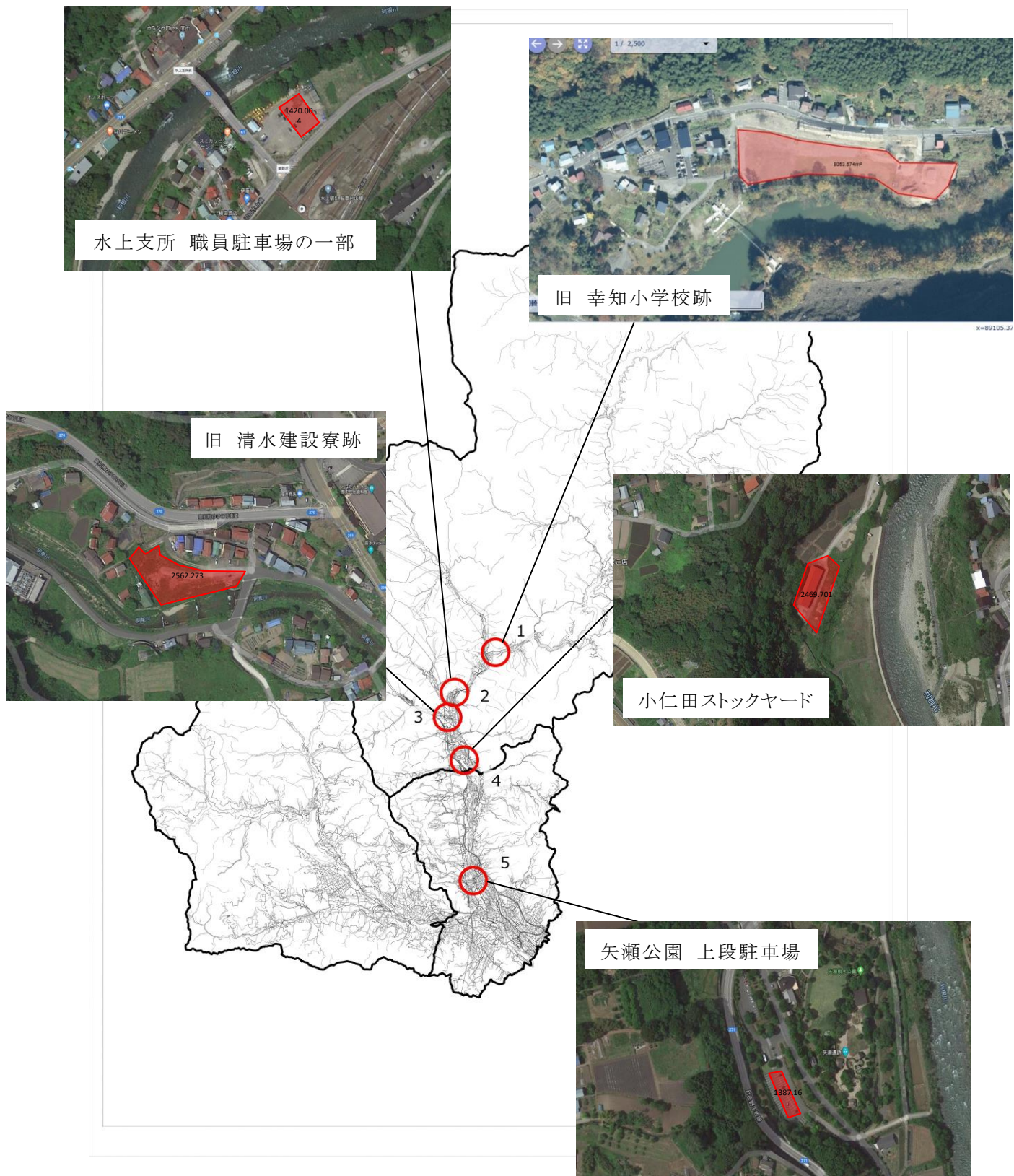


図 1-4(1) 仮置場候補地位置図(1~5)

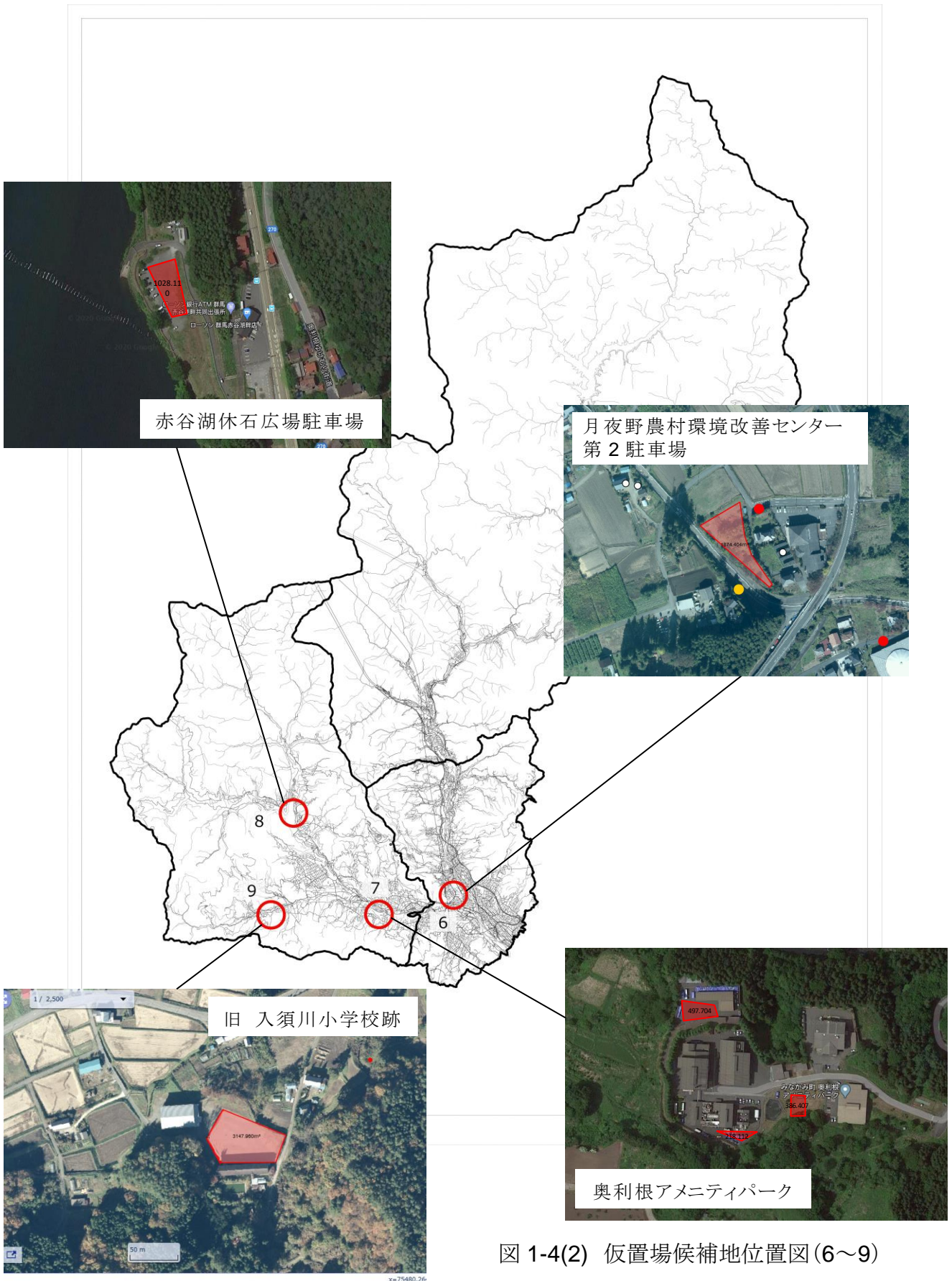


図 1-4(2) 仮置場候補地位置図(6~9)

## 5 一般廃棄物処理施設等の状況

みなかみ町が保有する一般廃棄物処理施設は、表 1-13 に示すとおりである。

可燃ごみ処理施設の平成 29 年度の処理実績は年間 4,187t であり、年間の稼働日数を 250 日とすると、1 日平均 16.7t の処理を行っていることになる。現在の運転状況を踏まえた処理能力は 20t/日程度であり、80%以上の稼働率となることから、処理能力に大きな余裕はない。但し、竣工当初の設計は 2 交代制で 40t/日（稼働時間 16 時間）であることから、災害時においては、一時的には処理量の増加に対応できるものと考えられる。

粗大ごみ処理施設の平成 29 年度の処理実績は年間 970t であり、年間の稼働日数を 250 日とすると、1 日平均 3.8t の処理を行っていることになり、現状の処理能力(13t/日)を踏まえると、大きな余力があると考えられる。

表 1-13 一般廃棄物処理施設一覧

施設種類	施設名称	処理能力	受付時間	稼働時間 (時間/日)
		日量(t/日)		
可燃ごみ処理施設	オリ根アメニティパーク 固形燃料化施設	20	9:00～16:00	8
粗大ごみ処理施設	オリ根アメニティパーク リサイクルプラザ	13		5
ごみ堆肥化施設	みなかみ町 資源リサイクルセンター	21		24

注) 可燃ごみ処理施設の処理能力(日量)は現在の運転状況を踏まえて整理。

注) 粗大ごみ処理施設及びごみ堆肥化施設の処理能力(日量)は「みなかみ町一般廃棄物処理基本計画」(平成30年3月)を基に整理。

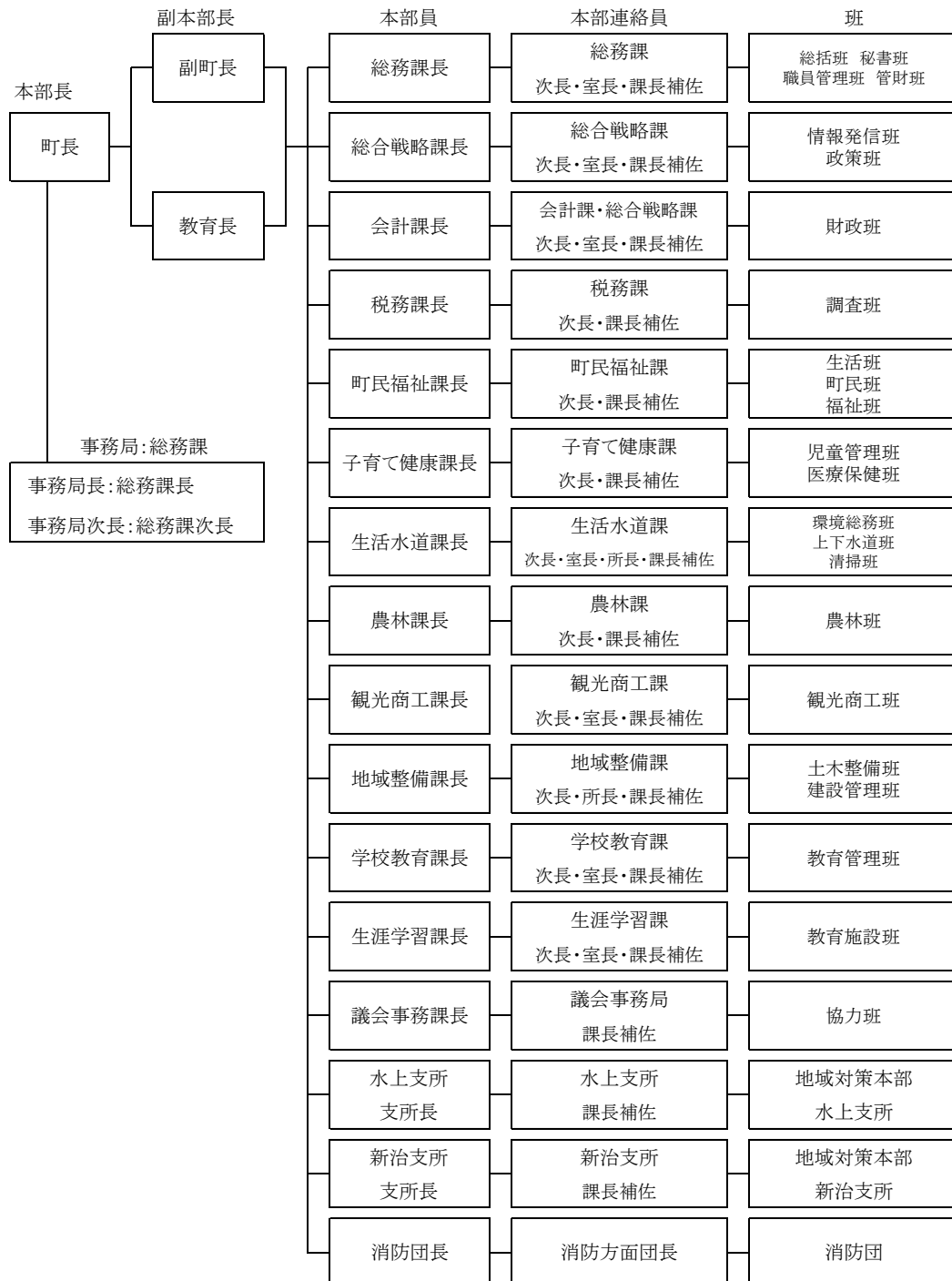
注) 受付時間はオリ根アメニティパークの時間により整理。

## 第2章 組織及び協力支援体制

### 第1項 体制と業務概要

#### 1 組織・体制

本町に災害が発生し、または発生するおそれがある場合に設置する災害対策本部の組織体制は図2-1に示すとおりである。



(出典)「みなかみ町地域防災計画」を基に整理

図2-1 災害対策本部組織図

## 2 生活水道課の役割

災害対策本部の組織図において、災害廃棄物の収集、運搬及び処分等を行うのは清掃班であり、仮設トイレの調達・設置・管理を行うのは上下水道班である。そこで、両班を含む生活水道課の役割を表 2-1 に整理する。

生活水道課が対応する環境総務班、上下水道班及び清掃班の分掌事務等について整理し、表 2-1 に示す。

表 2-1 生活水道課の役割

班	班長	班員	分掌事務
環境総務班	生活水道課次長	生活水道課 環境政策室	1 環境部内各班の総合調整に関する事。
			2 遺体の検案及び処理の協力に関する事。
			3 遺体の収容の協力に関する事。
			4 動物救護等に関する事。
			5 原子力施設事故等が発生した場合の調査及び公害防止対策に関する事。
上下水道班	上下水道係長	生活水道課 上下水道係	1 上下水道施設の被害状況の調査報告及び応急対策に関する事。
			2 上水・下水関係業者への協力要請及び資器材等の確保に関する事。
			3 応急給水及び応急復旧に関する事。
			4 消火栓の使用及び臨時給水に関する事。
			5 近隣市町村からの給水応援対応に関する事。
			6 仮設トイレの調達・設置・管理に関する事。
清掃班	奥利根アメニティ パーク所長	生活水道課 奥利根アメニティ パーク業務係	1 清掃施設等の被害状況の調査報告及び応急対策に関する事。
			2 災害廃棄物等の収集、運搬及び処分に関する事。 (一時保管場所の選定を含む。)
			3 災害廃棄物等に関する関係機関及び業者等への応援要請、連絡調整に関する事。

(出典)みなかみ町地域防災計画

### 3 国、県及び町の役割分担

平時(事前準備)、初動期(災害直後)、応急対応期及び復旧・復興期の各段階における国、県及び町の役割分担は表 2-2 及び表 2-3 に示すとおりである。

平時(事前準備)は、上下水道班は仮設トイレの確保、清掃班は仮置場候補地の選定、災害時の廃棄物処理方針の検討等を行う。

初動期(災害直後)は、被害状況を把握して県へ報告を行うとともに、被害状況の大きさによっては関係団体等への協力・支援要請等を行う。

表 2-2 各主体の役割分担(平時、初動期)

主体	区分	平時(事前準備)	初動期(発生直後)
みなかみ町	組織体制等	<ul style="list-style-type: none"> <li>・組織体制の整備</li> <li>・関係機関との連絡体制の整備</li> <li>・支援協定の締結</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・専門チームの設置</li> <li>・責任者の決定</li> <li>・組織内部・外部との連絡手段の確保</li> </ul>
	上下水道班 清掃班	<ul style="list-style-type: none"> <li>・廃棄物処理施設の耐震化と災害対策</li> <li>・仮設トイレの確保</li> <li>・仮置場候補地の選定</li> <li>・災害時の廃棄物処理方針の検討</li> <li>・災害対策経験者リストの作成</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・被害状況把握、県への報告</li> <li>・関係団体等への協力・支援要請</li> </ul>
	支援対策、 支援体制		<ul style="list-style-type: none"> <li>・支援対策(組織・人員・機材等)を含む計画</li> </ul>
群馬県	組織体制	<ul style="list-style-type: none"> <li>・組織体制の整備</li> <li>・関係機関との連絡体制の整備</li> <li>・支援協定の締結</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・災害に対応した組織体制の確立</li> <li>・被災市町村との連絡手段の確保</li> <li>・広域的な協力体制の確保</li> <li>・周辺市町村、関係省庁、民間業者との連絡調整</li> </ul>
	廃棄物処理	<ul style="list-style-type: none"> <li>・事務委託手続の検討</li> <li>・災害対策経験者リストの作成</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・災害情報の収集</li> <li>・被災市町村の支援ニーズの把握、国への報告</li> <li>・収集運搬、処理体制に関する支援・助言</li> </ul>
	支援対策、 支援体制		<ul style="list-style-type: none"> <li>・広域的な視点からの支援体制(組織・人員・機材等)の確保</li> </ul>
国		<ul style="list-style-type: none"> <li>・大規模災害時の財政支援の制度化</li> <li>・効果的な廃棄物処理制度の検討(県・市町村等からも国に働きかける。)</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・組織体制の整備</li> <li>・県からの情報確認、支援ニーズの把握</li> <li>・緊急派遣チームの現地派遣</li> <li>・災害廃棄物処理対策協議会の設置</li> <li>・広域的な協力体制の整備</li> <li>・国際機関との調整</li> </ul>

応急対応期は、災害廃棄物の仮置き場の管理、県や隣接市町村及び関係団体等への支援要請、災害廃棄物処理実行計画の策定などを行う。

復旧・復興期は災害廃棄物処理実行計画の実施、復旧復興計画と合わせた処理・再資源化等を行う。

表 2-3 各主体の役割分担(応急対応期、復旧・復興期)

主体	区分	応急対応期	復旧・復興期
みなかみ町	組織体制等	・民間業者や県と連携した体制の整備	・組織体制や役割分担の見直し
	上下水道班 清掃班	・災害廃棄物の仮置き ・県、隣接市町村及び関係団体への支援要請 ・災害廃棄物処理実行計画の策定 ・災害廃棄物処理の進捗管理	・災害廃棄物処理実行計画の実施 ・復旧復興計画と合わせた処理・再資源化 ・関係団体等への支援要請 ・災害廃棄物処理の進捗管理
	支援対策、 支援体制	・支援に必要な情報収集・支援の実施 ・災害対策経験者の派遣	・支援に必要な情報収集・支援の実施 ・長期支援の実施検討
群馬県	組織体制	・国や県内市町村、民間業者と連携した体制整備	・組織体制や役割分担の見直し
	廃棄物処理	・被災市町村の情報収集・支援要請 ・災害廃棄物処理実行計画の検討支援 ・災害廃棄物処理実行計画の策定 (事務委託を受けた場合) ・災害廃棄物処理の進捗管理(同上)	・被災市町村の情報収集・支援要請 ・災害廃棄物処理実行計画の策定 (事務委託を受けた場合) ・県による廃棄物の処理(同上) ・災害廃棄物処理の進捗管理(同上)
	支援対策、 支援体制	・支援に必要な情報収集・支援の実施 ・災害対策経験者の派遣	・支援に必要な情報収集・支援の実施 ・長期支援の実施検討
国		・県からの情報確認、支援ニーズの把握	・県からの情報確認、支援ニーズの把握

表 2-4 には災害対策経験者リストの例を示す。災害時は、災害の規模や発生場所などによっては職員の参集も困難となる場合があり、職員だけでは十分な人員を確保できない状況も想定されることから、OB や関係機関、他部署等、幅広く経験者のリストを用意しておくことが有効となる。

表 2-4 災害対策経験者リストの例

氏名	所属	電話	電子メール	対応災害・当時の所属

注)OB、関係機関を含め、幅広くリストの作成を進める。



#### 4 情報収集及び連絡体制

先に整理したように清掃班は、初動期(発災直後)には被害状況を把握して県及び関係機関等へ報告を行う。ここで、災害廃棄物を適正かつ円滑・迅速に処理するという観点から、図 2-2 に示す情報を収集する。収集した情報は、県環境森林部ごみ・し尿対策班(廃棄物・リサイクル課)等へ報告する。そして収集した情報をもとに災害廃棄物の発生量、インフラの被災状況を踏まえた災害廃棄物の収集運搬経路の確保等を行う。なお、時間の経過とともに被災・被害状況が明らかになるため、随時災害対策本部から最新情報を収集する。

表 2-5 には県及び周辺市町村等の関連機関連絡先を示す。

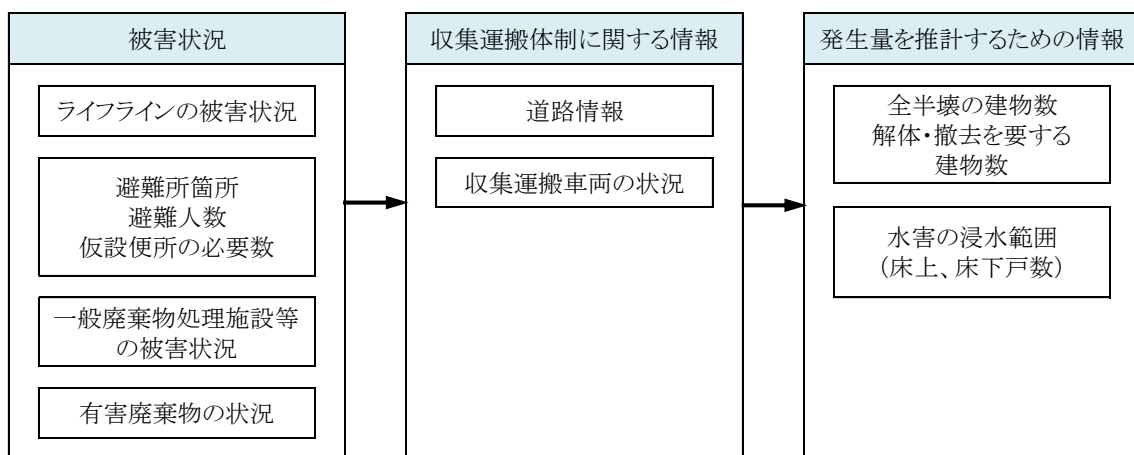


図 2-2 災害対策本部から収集する情報

表 2-5 県・市町村等関連機関連絡先

所属名	担当部署	電話番号	FAX番号	電子メール等
群馬県	環境森林部環境局廃棄物・リサイクル課一般廃棄物係	027-226-2853	027-223-7292	
	利根沼田環境森林事務所	0278-22-4481	0278-23-0409	
沼田市	市民部環境課廃棄物係	0278-23-2111	0278-20-1501	
片品村	農林建設課	0278-58-2114	0278-58-2110	
川場村	住民課	0278-52-2111	0278-52-2333	
昭和村	産業課	0278-24-5111	0278-24-5254	
利根沼田広域消防	西消防署	0278-64-0002		
沼田警察署		0278-22-0110		

## 第2項 関係機関との連携及び県・市町村・民間業者との相互支援

災害により大きな被害が発生した場合には、様々な機関や民間業者、周辺市町村等と連携し、対処していくことが必要となる。それらの連携について整理する。

なお、町では平成31年4月1日改訂の「みなかみ町地域防災計画」において「消防相互応援協定書」や「廃棄物と環境を考える協議会加盟団体災害時相互応援協定」など、25の協定を締結している。また「みなかみ町地域防災計画」の中では、様々な場面で新たな協定の締結について検討していくことが記載されている。

そこで、協定を結ぶことが有効と考えられる内容について表2-6に整理する。但し既に締結されている廃棄物関連の協定についても合わせて整理する。

表2-6 締結している協定、締結すべき協定

No.	名称	締結先	概要	既存
1	廃棄物と環境を考える協議会加盟団体災害時相互応援協定	栃木県、茨城県、群馬県、千葉県、東京都及び山梨県内の60以上の市町村。	協議会加盟団体と相互に協力し、被災団体へ災害応援を行う。	○
2	災害時の情報交換に関する協定	国土交通省関東地方整備局	一般被害状況や公共土木施設(道路、都市施設等)の被害状況等を始めた情報の交換を行う。	○
3	災害応急対策業務に関する基本協定	みなかみ町建設業協会	災害が発生した際に、応急対策業務の基本事項に迅速かつ的確に対応するもの。	○
4	災害応急対策業務に関する基本協定	みなかみ町水道設備業協会	災害が発生した際に、応急対策業務の基本事項に迅速かつ的確に対応するもの。	○
5	災害時における相互応援に関する協定	沼田市、片品村、川場村、昭和村	大規模災害時に相互応援及び協力を円滑に行うためのもの。	○
6	災害時における相互応援に関する協定	東京都中野区	災害時に、被災自治体だけでは応急対策及び復旧対策が困難な場合の相互応援を円滑に行うためのもの。	○
7	-	県内産業廃棄物処理業者による組合等	がれき類等、一般廃棄物処理施設での処理が困難な廃棄物処理への対応	
8	-	近隣自治体及び県内一般廃棄物処理業者による組合等	町の一般廃棄物処理施設が被災した場合の処理処分先の確保	
9	-	製造メーカー等	一般廃棄物処理施設が被災した場合に、復旧のための部品や資器材の調達、仮設トイレ等の調達。	

### 1 自衛隊・警察・消防との連携

先に、廃棄物処理班の初動期(発災直後)の対応として、被害状況を把握することを記した。但し、これは廃棄物処理班としての対応であり、発災初動期においてはまず人命救助を優先しなければならない。

また、迅速な人命救助のためには、自衛隊や警察、消防と連携して道路上の災

害廃棄物を撤去等する必要があるため、迅速に道路の啓開に当たることができるよう、実際に啓開業務を行う廃棄物処理業者や建設業者などと連携する。

## 2 民間業者との支援協定の締結

災害廃棄物は、被災家屋の柱角材や瓦、コンクリート片などがれき類など産業廃棄物と同様の性状のものが多く、本町では処理の実績や処理施設が乏しいのが実情である。

このため、がれき等の処理に精通している民間の建設業者や廃棄物処理業者等が加入している建設事業者団体、一般廃棄物業者団体や産業廃棄物業者団体等との災害支援協定の締結を検討する必要がある。

また、災害時における簡易トイレの必要数確保に関する問題に対応するため民間業者と「災害時における災害用トイレ等の供給協力に関する協定」の締結についても検討する必要がある。

## 3 都道府県・市町村・民間業者による応援体制

### (1) 協定に基づく応援体制

大規模災害が発生し、町だけでは十分な応急対策及び復旧対策を実施することができない場合に備え、群馬県では、県内全市町村及び清掃関係一部事務組合との間で「群馬県災害廃棄物等の処理に係る相互応援に関する協定」を、平成 20 年 4 月 1 日付けで締結し、災害発生時の支援協力体制を構築している。

また、県と公益社団法人群馬県環境資源保全協会及び一般社団法人群馬県環境保全協会とは、それぞれ「災害時における廃棄物処理に関する協定」を平成 25 年 4 月 1 日付けで締結している。

これらの協定の概要は次のとおりである。発災後、支援又は受援助の必要が生じた場合、速やかにこれらの協定を運用できるよう平時から取扱いを確認しておくことが必要である。

#### ① 県と県内市町村等との協定に基づく応援体制

協定<sup>※1</sup>に基づいて県に対して応援要請を行い、県から応援可能な市町村の斡旋を得る。

#### 【根拠法令等】

・廃棄物処理法第 6 条第 1 項、第 4 項、第 6 条の 2 第 1 項

※1:平成 20 年 4 月 1 日付け「群馬県災害廃棄物等の処理に関する相互応援に関する協定」(全市町村及び清掃関係一部事務組合)

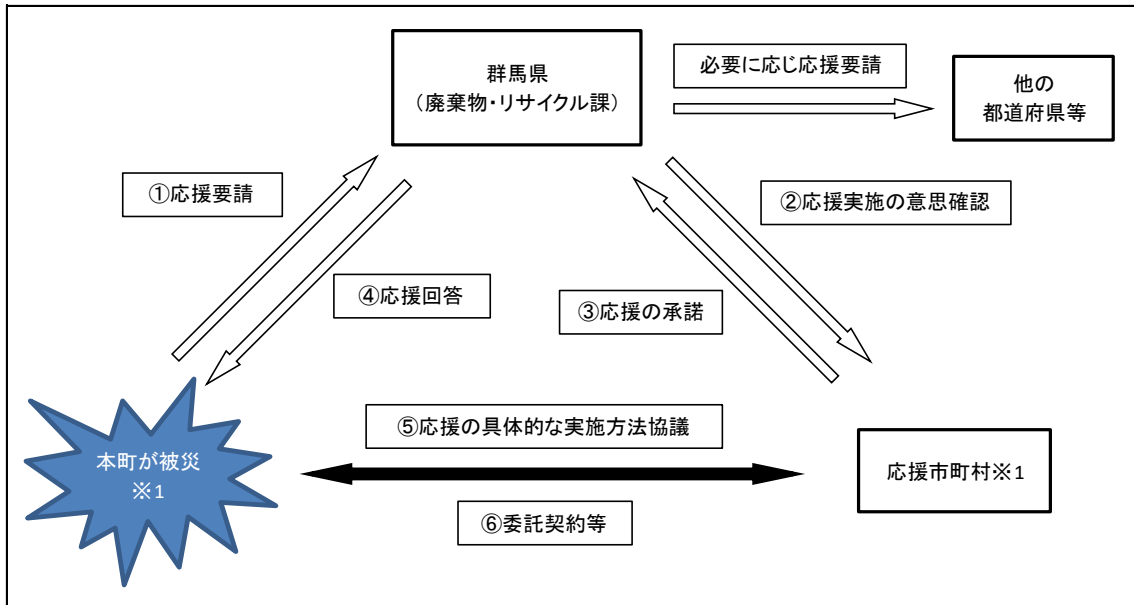


図 2-3 県と県内市町村等との協定に基づく応援体制

② 県と民間処理業者との協定を踏まえた応援体制

本町の施設では処理が困難な災害廃棄物を、他の市町村の区域内にある民間処理施設で処理する場合、県に応援要請し、民間処理業者の選定及び関係市町村との事前協議の仲介を受ける。

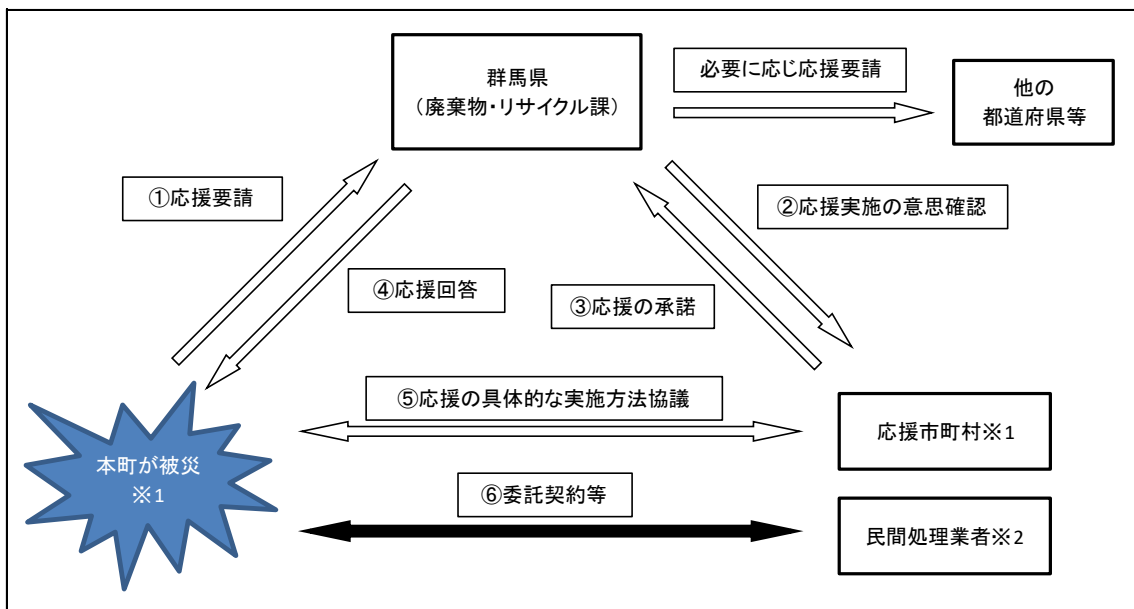


図 2-4 県と民間処理業者との協定に基づく応援体制

【根拠法令等】

- ・廃棄物処理法第 6 条第 1 項、第 4 項、第 6 条の 2 第 1 項

※1:平成20年4月1日付け「群馬県災害廃棄物等の処理に関する相互応援に関する協定」(全市町村及び清掃関係一部事務組合)

※2:平成25年4月1日付け「災害時における廃棄物処理に関する協定」(県・公益社団法人群馬県環境資源保全協会)  
(県・一般社団法人群馬県環境保全協会)

## (2) 法令に基づく応援体制

### ① 県への処理委託

本町が県に対して処理を委託し、県が、応援市町村又は民間処理業者へ再委託することにより行う応援体制

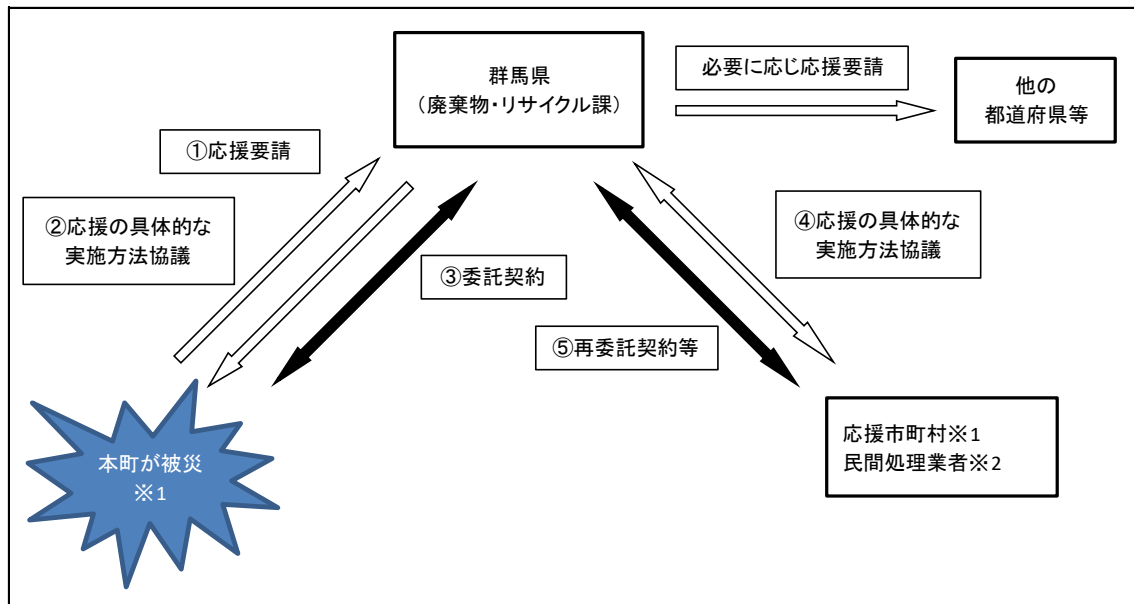


図 2-5 県への処理委託による応援要請

### 【根拠法令等】

- ・廃棄物処理法第6条の2第2項
- ・廃棄物処理法施行令第4条第11号

※1:平成20年4月1日付け「群馬県災害廃棄物等の処理に関する相互応援に関する協定」(全市町村及び清掃関係一部事務組合)

※2:平成25年4月1日付け「災害時における廃棄物処理に関する協定」(県・公益社団法人群馬県環境資源保全協会)  
(県・一般社団法人群馬県環境保全協会)

② 県への事務委託(又は代替執行)

本町が県に対して地方自治法に基づき事務を委託(又は代替執行)し、応援を承諾した市町村・民間業者に委託することにより行う応援体制

【根拠法令等】

・地方自治法第 252 条の 14(事務の委託)、同法第 252 条の 16 の 2(事務の代替執行)

※1:平成 20 年 4 月 1 日付け「群馬県災害廃棄物等の処理に関する相互応援に関する協定」(全市町村及び清掃関係一部事務組合)

※2:平成 25 年 4 月 1 日付け「災害時における廃棄物処理に関する協定」(県・公益社団法人群馬県環境資源保全協会)  
(県・一般社団法人群馬県環境保全協会)

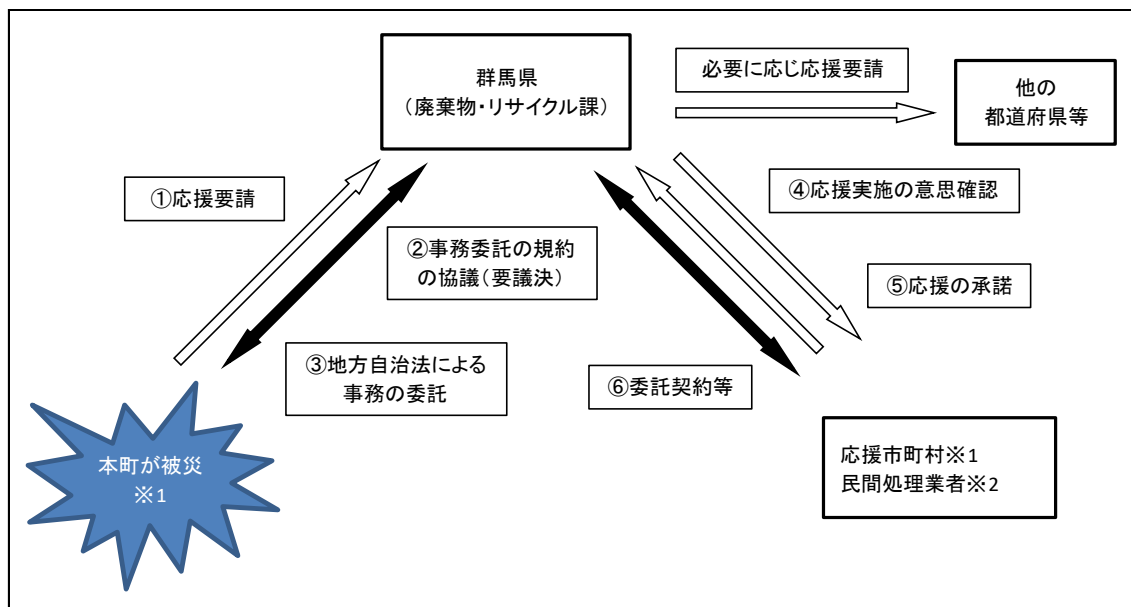


図 2-6 県への事務委託による応援要請

①の廃棄物処理法の特例を用いた再委託契約による手法のほか、本町に代わって県が処理を行う場合、地方自治法に基づく「事務の委託」(地方自治法第 252 条の 14)、あるいは「事務の代替執行」(地方自治法第 252 条の 16 の 2)の手法を用いることができる。

事務の委託の場合、ごみ処理に係る執行権限が本町から県に移るが、事務の代替執行は、ごみ処理に係る執行権限を本町に留保したまま、ごみ処理の執行のみ代替させるものであり、民法の代理(民法第 99 条以下)に相当する法的効果が認められるものであり、代理又は代理に類するものとされる。

「事務の代替執行」(地方自治法第 252 条の 16 の 2)の制度は、平成 26 年 5 月の地方自治法改正により創設された。上図の「③地方自治法による事務の委託」を「③地方自治法の手務の代替執行」と読み替えるほかは、全体の手続は事務の委託と同様である。

事務の代替執行に当たり、代替執行者は次のように表示する。

〇〇市(長) □□ △△ 印 (××事務代替執行県知事 □△ □△ 印)

東日本大震災では、「事務の委託」により、岩手県、宮城県が市町村に代わって中間処理を行っている。

- (3) 災害時における他の都道府県・市町村等との包括的な応援協定に基づく支援  
被災市町村が県に対して応援要請をした場合、又は被災状況を鑑みて必要と判断される場合、県は他の都道府県等と締結している応援協定に基づき支援を行う。  
応援協定は、次の一覧のとおりである。

表 2-7 群馬県の応援協定一覧

名称	締結先	要請先	要請者	手続
震災時等の相互応援に関する協定	東京都、茨城県、栃木県、埼玉県、千葉県、神奈川県、山梨県、静岡県、長野県	カバー都県(太字の県)のひとつ	知事(危機管理室)	「1都9県震災時等相互応援協定活動マニュアル」
災害時等における福島県、茨城県、栃木県、群馬県、新潟県五県相互応援に関する協定	福島県、茨城県、栃木県、新潟県	応援総括県	知事(危機管理室)	
群馬県、埼玉県、新潟県の災害時相互応援及び防災協力に関する協定	群馬県、埼玉県、新潟県		知事(危機管理室)	
全国都道府県における災害時の広域応援に関する協定	全都道府県	関東ブロックの幹事都県	知事(危機管理室)	

### 第3項 広報と情報発信

#### 1 災害廃棄物の分別・処理に関する普及啓発・広報

災害廃棄物の適正かつ円滑・迅速な処理を行うため、危険物・有害物への対応、集積場所、仮置場の場所、不法投棄の防止、問合せ窓口等の情報を、ホームページ、マスメディア、町役場や避難所への掲示等の方法により町民へ提供する。

- ① 災害廃棄物の収集方法(分別方法、有害廃棄物・危険廃棄物・処理困難物の排出方法等)
- ② 仮置場の場所及び運営状況
- ③ 生活ごみの集積場、収集時期、分別方法
- ④ 下水道に接続されているトイレの使用禁止措置及び使用禁止措置の解除
- ⑤ 禁止事項(便乗ごみの排出、不法投棄、野焼きの禁止等)
- ⑥ 問合せ窓口

また、災害廃棄物の発生量と処理体制、処理・処分状況等の情報についても町民へ提供する。

#### 2 災害廃棄物の減量に関する普及啓発・広報

災害廃棄物は、被災家屋の柱角材や瓦、ブロック等のほか、転倒した家財道具などから構成されている。このため、建物等の耐震化や家財道具の転倒防止の対策が講じられていれば、災害廃棄物の排出量をある程度抑制することが可能である。また、日常的に廃棄物の排出抑制や分別が徹底できていれば、災害時においても排出抑制や分別への配慮が可能である。

このため、平時から、町民に対し住宅の耐震対策や防災意識、ごみの減量化や分別について普及啓発を行う。

#### 3 町民への情報伝達方法

町民への情報伝達に当たっては、あらゆる媒体を活用する。広報媒体は次のとおりである。

また、情報伝達に際しては、できるだけ複数の媒体を利用することにより、高齢者や障害者、外国人等要配慮者へも確実に情報が伝わるよう、広報の方法や頻度、内容等にも配慮する。

／ テレビ、ラジオ、広報車、広報紙、ホームページ、携帯電話(緊急速報メー  
／ ル)、ソーシャルネットワーク、新聞、チラシ、掲示板等  
／



### 第3章 災害廃棄物処理

#### 第1項 道路啓開

大規模災害が発生した場合、倒壊した建物等により道路交通が麻痺している事が想定される。道路交通の麻痺は人命救助や緊急物資の輸送だけでなく、災害廃棄物の搬出・運搬についても影響がある。

発災後は速やかに道路啓開を担当する部局と連携し、道路交通の支障となっているがれき類の撤去と仮置場への搬送に努める。

#### 第2項 生活ごみ等(避難所ごみ)の収集、処理・処分

避難所で発生する廃棄物は、ごみ処理施設及びし尿処理施設へ搬送されるまでの間は、原則として避難所に保管する。避難所から処理施設への運搬については、県が指定している緊急輸送路を活用する。

また、避難所で発生する廃棄物の種類及び管理方法については、表 3-1 のとおりである。

表 3-1 避難所ごみの分別方法例

時間対応	災害初動期		応急復旧時
	集積所(持込)	回収再開時	通常運用まで
可燃ごみ			
食品ごみ	●「可燃ごみ」として、回収(回収再開の見込みが立つまで)	●「可燃ごみ」として、頻度を減らして回収	●「可燃ごみ」として、頻度を減らして回収
おむつ・衛生用品			
腐敗性の高い物	○可能な限り保管を依頼		
容器包装材			
その他(非腐敗性)			
分別回収ごみ(資源系)			
紙類	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
プラ製容器包装	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
缶・びん・ペットボトル	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	○回数を限定して回収
有害廃棄物・医療系廃棄物			
廃電池類	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	○回数を限定して回収
廃蛍光灯類	●割れた物は梱包・ラベリングして分別排出		○回数を限定して回収
医療系廃棄物(家庭)	●梱包・ラベリングして分別排出		
感染性廃棄物	●梱包・ラベリングして分別排出		
その他の有害廃棄物(生活復旧に支障をきたす)	●梱包・ラベリングして分別排出		
その他	○可能な限り保管を依頼		

●:最優先すべき ○:優先すべき □:優先順位は低い

出典) 廃棄物分別・処理実務マニュアル(一般社団法人廃棄物資源循環学会・編著)を一部修正

## 1 避難人員数の整理

避難所へ避難する人員数について整理すると、次のようになる。

### (1) 関東平野北西縁断層帯主部断層による地震の場合

みなかみ町地域防災計画(31 頁、避難者数と避難所収容可能人数の比較予測結果)に整理されている県の被害想定によると、被災直後の避難者数は**475**人であるが、**4**日後には**147**人まで減少すると推計されている。

### (2) 片品川左岸断層地震の場合

みなかみ町地域防災計画(31 頁、避難者数と避難所収容可能人数の比較予測結果)に整理されている県の被害想定によると、被災直後、**4**日後とも**1**人との推計であり、非常に小さい被害にとどまることになる。

### (3) 利根川氾濫の場合

水害による災害廃棄物発生量の推計は、「利根川水系利根川(県北区間)洪水想定区域図(想定最大規模)」(群馬県県土整備部河川課作成)(9 頁、図 1-3 参照)を基に行っている。そこで、この際の被害想定の内容を踏まえ、避難所へ避難する人員数を推計する。

表 3-2 に水害による建物被害状況を再掲する。

表 3-2 水害による災害廃棄物発生量推計結果(再掲)

区分	浸水深	0.5m未満	0.5～ 3.0m未満	3.0～ 5.0m未満	5.0m以上	合計
	被害想定	床下浸水 0.62	床上浸水 4.6	大規模半壊 9.8	全壊 12.9	
建物数 (棟)	下津	0	1	0	0	1
	政所	14	46	0	0	60
	真庭	2	16	2	0	20
	後閑	46	144	51	7	248
	月夜野	2	5	0	2	9
	合計	64	212	53	9	338
災害廃棄物量 (t)	下津	0.0	4.6	0.0	0.0	4.6
	政所	8.7	211.6	0.0	0.0	220.3
	真庭	1.2	73.6	19.6	0.0	94.4
	後閑	28.5	662.4	499.8	90.3	1,281.0
	月夜野	1.2	23.0	0.0	25.8	50.0
	合計	39.7	975.2	519.4	116.1	1,650.4

注)9 頁、図 1-3 を基に整理。

ここに示すように、想定範囲内で**338**世帯への影響が見込まれる。みなかみ町の平均世帯人員は令和2年3月末現在で**2.33**人/世帯であるから、これを通じ、**788**人が被災し、避難所へ避難するものと想定される。

## 2 避難所ごみの推計

避難所で発生するごみは、通常時に排出される1人1日あたりの家庭ごみから粗大ごみを除いた量と想定する。非避難者(避難しない住民)分の家庭ごみ量も合わせ、各災害発生時の避難者数最大時について推計した結果を表3-3に示す。

避難所から発生する家庭ごみ量は、利根川氾濫の場合で**0.5t/日**、関東平野北西縁断層帯主部による地震の場合で**0.3t/日**と推計され、家庭ごみ全体は、いずれの場合も**11.5t/日**と推計される。

表 3-3 災害発生時の収集ごみ推計結果(避難者数最大時)

区分	関東平野 北西縁断層帯	片品川 左岸断層	利根川氾濫
人口(人)	18,510	18,510	18,510
非避難者数	18,035	18,509	17,722
避難所避難者数	475	1	788
家庭ごみ原単位(g/人日)	621.8	623.1	621.0
非避難者分	623.1	623.1	623.1
避難所避難者分	574.7	574.7	574.7
家庭ごみ排出量(t/日)	11.5	11.5	11.5
非避難者分	11.2	11.5	11.0
避難所避難者分	0.3	0.0	0.5

### 【算出方法】

※みなかみ町一般廃棄物処理基本計画(平成30年3月)より、平成28年度の実績値を利用。

※非避難者分家庭ごみ原単位は、通常の家ごみ原単位と同じとする。

※避難所避難者分家庭ごみ減原単位は、通常の家ごみ原単位から粗大ごみ及びし渣分を除いた値とする。

### [家庭ごみ原単位の設定]

$$\begin{aligned} \text{(非避難者分家庭ごみ原単位)} &= \text{(家系ごみ排出量)} \div \text{(人口)} \\ &= 4,538\text{t/年} \div 19,954 \text{人} = 623.1\text{g/人日} \end{aligned}$$

$$\begin{aligned} \text{(避難所避難者分家庭ごみ原単位)} &= \{ \text{(家系ごみ排出量)} - \text{(粗大ごみ量)} - \text{(し渣量)} \} \div \text{(人口)} \\ &= (4,538 - 338 - 14)\text{t/年} \div 19,954 \text{人} = 574.7\text{g/人日} \end{aligned}$$

[被災時の家庭ごみ排出量等] (関東平野北西縁断層帯地震の場合)

(避難所避難者分家庭ごみ排出量)

$$= (\text{避難所避難者分家庭ごみ原単位}) \times (\text{避難所避難者数}) \\ = 574.7\text{g/人日} \times 475 \text{人} = 0.3\text{t/日}$$

(非避難者分家庭ごみ排出量) = (非避難者分家庭ごみ原単位) × (非避難者数)

$$= 623.1\text{g/人日} \times 18,035 \text{人} = 11.2\text{t/日}$$

(家庭ごみ排出量) = (避難所避難者分家庭ごみ排出量) + (非避難者分家庭ごみ排出量)

$$= 0.3\text{t/日} + 11.2\text{t/日} = 11.5\text{t/日}$$

(家庭ごみ原単位) = (家庭ごみ排出量) ÷ (人口)

$$= 11.5\text{t/日} \div 18,510 \text{人} = 621.8 \text{g/人日}$$

※四捨五入のため、計算値が一致しない場合がある。

### 第3項 し尿処理

災害発生時の生活排水処理についても、基本的には平常の処理・収集作業を行う。

避難所が設置され、避難者数が多い場合については、避難所の既存トイレだけでは不足する事態も想定されるため、優先順位を決定しながら簡易トイレの設置やし尿収集作業を実施するものとする。

避難所避難者数は表 3-3 に示すとおりであるが、下水道施設が影響を受ける場合には、下水道による処理が不可能となり、この分、簡易トイレ等が必要となる。

県の被害想定では、関東平野北西縁断層帯主部による地震の場合について、下水処理場の被害を想定されていないため、これを考慮しないこととする。

一方、利根川氾濫の場合は、湯宿終末処理場は影響を受けないと想定されるものの、月夜野処理分区以下の下流域に影響が出るため、月夜野処理分区と水上処理分区は、下水道の使用が困難になると考えておく必要がある。これらの区域における下水道施設被害の影響を受ける人口として 8,300 人を想定し、簡易トイレの必要数を推定した結果を表 3-4 に示し、考え方を以下に整理する。

表 3-4 簡易トイレ必要数

項目	関東平野 北西縁断層帯	利根川氾濫
避難所避難者数(人)	475	788
下水道施設被害影響数(人)	0	8,300
総影響人数(人)	475	9,088
簡易トイレ必要数(台)	7	116
し尿発生量(仮設トイレ)(kL/日)	0.8	15.4

- 1 人あたりのし尿発生量は『群馬県廃棄物処理計画』「2 し尿処理」(2-1-5-3 頁)に記載されている 1.7L/人日とする。
- 簡易トイレの平均容量を 400L と見込み、3 日に 1 度、収集を行うことを想定する(簡易トイレ 1 台あたり、3 日で 400L になる人員数しか処理できない)。

以上の考え方により、利根川氾濫の場合は 116 台の簡易トイレが必要になると推計された。

ここで、みなかみ町では段ボール型簡易トイレの備蓄数が 44 台であるため、必要数の準備を検討していくことが必要となる。

なお、「みなかみ町地域防災計画」では、関東平野北西縁断層帯主部による地震の場合、475 人の避難所避難者数に対して 24 台の簡易トイレが必要とされているが、上記考え方で統一し、7 台と推計した。

## 第4項 災害廃棄物処理

### 1 災害廃棄物処理実行計画

災害廃棄物処理実行計画(以下「実行計画」という。)とは、実際に発生した災害の被害状況に即し、災害廃棄物の処理体制や処理方法等について定める計画である。

実行計画は、表 3-5 に示す項目等について策定する。

表 3-5 災害廃棄物処理実行計画の項目

<p>1 概要と方針</p> <p>(1) 計画の目的</p> <p>(2) 計画の位置付け</p> <p>(3) 計画の期間</p> <p>(4) 計画の見直し</p>	<p>みなかみ町災害廃棄物処理計画に基づき記載</p> <p>対象災害で発生した災害廃棄物の処理が完了するまでの期間</p> <p>随時、災害廃棄物や種類の精査を行い、処理状況や体制の変更があった場合には見直しを行う</p>
<p>2 被害状況及び災害廃棄物の発生状況</p> <p>(1) 地域内の被災状況</p> <p>(2) 災害廃棄物の発生状況</p>	<p>策定時最新の災害廃棄物の発生量の推計結果</p>
<p>3 災害廃棄物処理の基本方針</p> <p>(1) 基本的な考え方</p> <p>(2) 処理期間</p> <p>(3) 処理体制</p> <p>(4) 処理フロー</p>	<p>①適正かつ円滑・迅速な処理、②環境に配慮、③安全性の確保、④リサイクルの推進による最終処分量の減量化 等</p> <p>概ね3年を目処</p> <p>町内の組織体制以外にも、周辺自治体や産業処理業者の連携等も整理する</p> <p>種類別に処理フローで整理</p>
<p>4 災害廃棄物の処理方法</p> <p>(1) 災害廃棄物の集積</p> <p>(2) 災害廃棄物の選別</p> <p>(3) 災害廃棄物の処理・処分</p>	<p>仮置場の設置、運営方法の整理</p> <p>仮置場での分別区分とその手法の整理</p> <p>廃棄物の種類別の処理・処分方法の概要整理</p>

## 2 発生量・処理可能量

災害発生時における災害廃棄物の発生量は、実際の被災状況に応じて推計する。建物の被害棟数などを推計するためには、災害対策本部に報告された建物の被害棟数を基本とする。

表 3-6 災害廃棄物の発生量推計方法

区分	被災戸数 (戸)	原単位 (t/戸)	廃棄物発生量 (t)	備考
全壊		161		住家はその居住のための基本的機能を喪失したものの、すなわち、住家全部が倒壊、流失、埋没、焼失したもの、または住家の損壊が甚だしく、補修により元通りに再使用することが困難なもの
半壊		32		住家はその居住のための基本的機能の一部を喪失したものの、すなわち、住家の損壊が甚だしいが、補修すれば元通りに再使用できる程度のもの
合計				



種類	構成比	発生量 (t)	換算係数 (t/m <sup>3</sup> )	発生量 (m <sup>3</sup> )	備考
合計	100%		—		
可燃物	8%		0.4 ※1		
不燃物	28%		1.1 ※1		
コンクリートがら	58%		1.48 ※2		
金属くず	3%		1.13 ※2		
柱角材	3%		0.55 ※2		

※1 廃棄物分別・処理実務マニュアル(一般社団法人廃棄物資源循環学会・編著)から引用。なお、同書では和歌山県(災害時における市町村用廃棄物処理マニュアル(2005年))の推計例を紹介している。

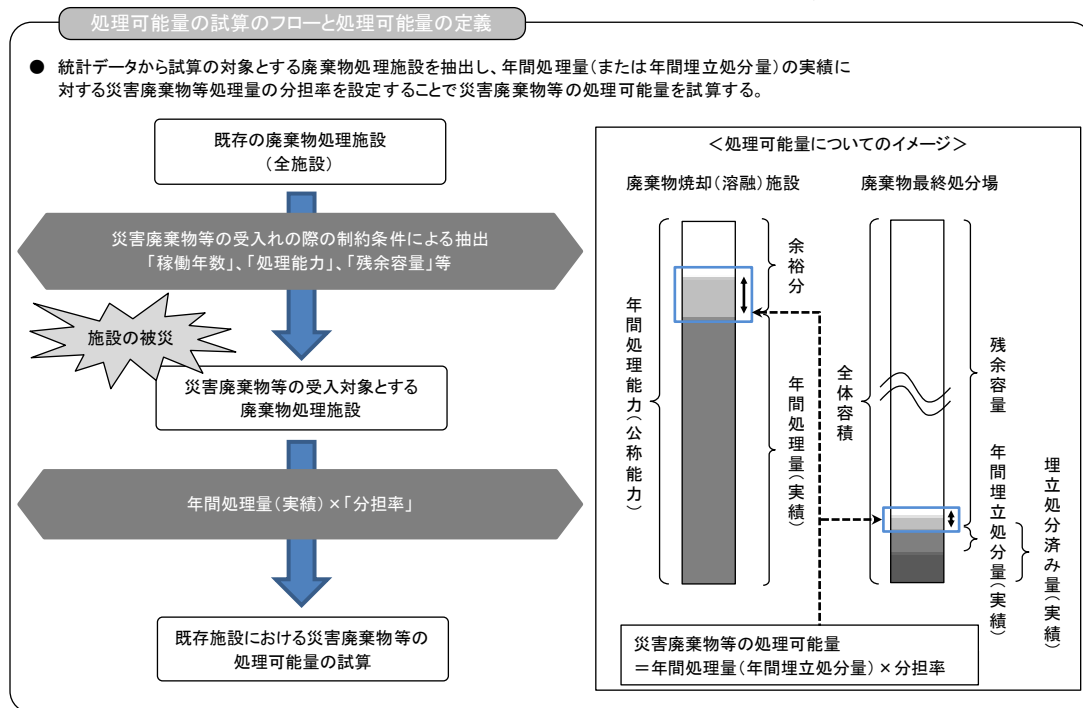
※2 産業廃棄物実態調査指針(環境省 平成24年3月)を用いた。

(資料:全壊・半壊の原単位は、災害廃棄物対策指針、技術資料より、内閣府による都心南部直下地震の推定値を利用。)

災害廃棄物の処理可能量は、推計した災害廃棄物量並びに廃棄物処理施設の処理能力、稼働状況及び被災状況を把握し、図 3-1 に示す試算方法を用いて試算する。

保有する廃棄物処理施設だけでは対応できないと判断される場合は、県や近隣市町村等に対して速やかに応援要請を行う。

既存の廃棄物処理施設における災害廃棄物等の処理可能量の試算フロー



出典) 災害廃棄物対策指針 資料編【技1-11-2】災害廃棄物の処理可能量の試算方法(環境省 平成26年3月)

図 3-1 災害廃棄物処理可能量の試算方法



### 3 仮置場の設置・管理・運営・返却

群馬県災害廃棄物処理計画による仮置場の定義は、表 3-7 に示すとおりである。

表 3-7 仮置場等の分類

名 称	定 義	設置期間等	
仮置場	一時的な仮置場	<ul style="list-style-type: none"> <li>個人の生活環境・空間の確保</li> <li>復旧等のため、被災家屋等から災害廃棄物を、被災地内において、仮に集積する場所とする。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>設置期間は、一次仮置場に搬出されるまで(数ヶ月を目途)</li> </ul>
	一次仮置場	<ul style="list-style-type: none"> <li>処理(リユース・リサイクルを含む)前に、一時的な仮置場にある災害廃棄物を一定期間、分別・保管しておく場所とする。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>大型ダンプがアクセスできる通路が必要</li> <li>設置期間は、二次仮置場または中間処理施設への搬入が完了するまで</li> </ul>
	二次仮置場	<ul style="list-style-type: none"> <li>一次仮置場での分別が不十分な場合等は、二次仮置場が必要となる。</li> <li>設計及び運用においては、一次仮置場と同様の扱いとしている。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>大型ダンプがアクセスできる通路が必要</li> <li>設置期間は、災害廃棄物処理が完了するまで(3年を目途)</li> </ul>

(資料)群馬県災害廃棄物処理計画

被災状況を基に災害廃棄物量を推計するとともに、被災場所を考慮し、仮置場候補地より、利用する仮置場を選定する。仮置場の設置、運営管理、返却に関する留意事項等を以下に整理する。

#### 1)仮置場の配置

仮置場は、図 3-2 に示すように、分別して廃棄物を保管できるように設計する。

ここでは、渋滞が起これないように車両の移動は一方通行とし、区画ごとに保管する廃棄物を明示した仮置場の配置案(例)を示す。

なお、受入れる廃棄物の分別区分については、過去の事例等を参考に表 3-8 を例として示す。

また、現場では、町職員あるいは関係者が誘導・指導にあたることで、適正な分別等を実現できる。

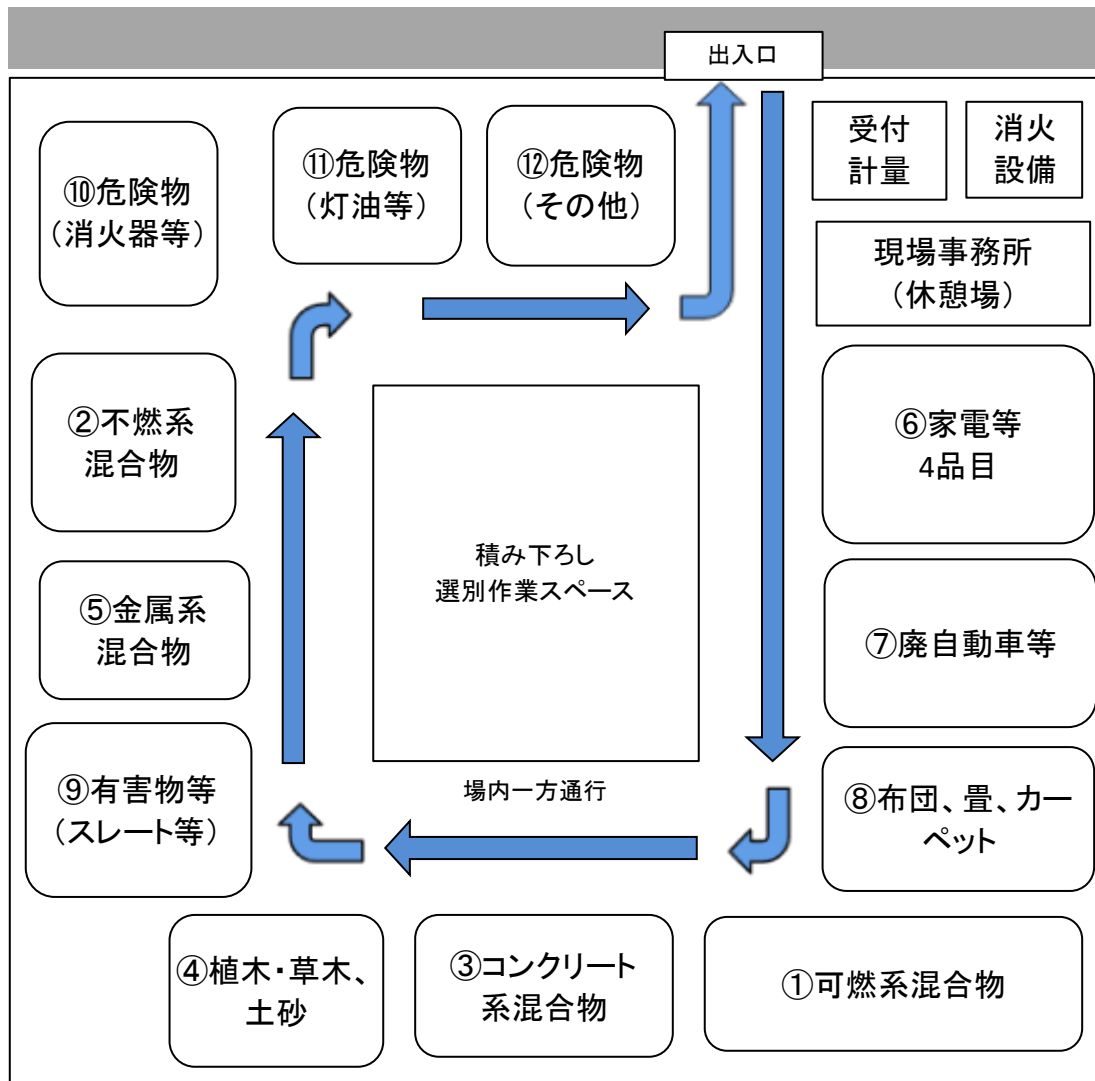


図 3-2 仮置場の配置案(例)

表 3-8 仮置場における分別区分(例)

No.	品目	主な物	備考(留意事項、 処理先など)
1	可燃系混合物	衣類、靴、紙類・書籍、木製の家具類(木製テーブル・座卓・椅子など)、襖・障子、雨漏りした木製天井	生ごみは不可
2	不燃系混合物	ガラス・ビン、陶器、水槽、プラスチック類、屋根瓦、タイル類、植木鉢、洗面台、姿見(鏡)、ガラステーブル	携帯用ライターは不可
3	コンクリート系混合物	コンクリートブロック・塀、家屋の基礎	瓦類は不可
4	植木・草木、土砂	家庭内の植木など草木類、倒木、流入した土砂、壁土	大きな木などは 1m 以内に裁断
5	金属系混合物	自転車、スチール製の棚・机・椅子、小型家電品(照明器具、電子レンジ、炊飯器、給湯器、ガスコンロ、オーディオ、テレビアンテナ、ミシンなど)	スプレー缶は不可
6	家電等 4 品目	テレビ、冷蔵庫、洗濯機、エアコン	冷蔵庫の中身を出す 家電リサイクル法のスキームを活用する
7	廃自動車等	自動車、自動二輪、原動機付自転車、タイヤ	
8	布団、畳、カーペット	布団、畳、カーペット、スプリングベッド	
9	有害物等(スレート等)	石膏ボード、屋根や壁などに使用するスレート材、家屋解体で発生するスレート材	専門の事業者で処理
10	危険物(消火器、ガスボンベ、スプレー缶)	(土砂を被った)消火器、ガスボンベ、スプレー缶、携帯用ライター	専門の事業者で処理
11	危険物(灯油等)	(漂流した)灯油タンク、ガソリントank、油吸着マット	専門の事業者で処理
12	危険物(その他)	ペンキ・シンナー類、殺虫剤、農薬、薬品類、太陽光パネル	専門の事業者で処理

## 2)仮置場の管理・運営

### ①受入

#### ○受入の優先順位

災害廃棄物を受け入れる優先順位を以下のように定める。

- ①避難路、緊急輸送道路にある障害物
- ②災害対策本部、県、関係機関などの要請があるもの
- ③家庭等から排出される災害廃棄物

#### ○受入時間帯

安全面を考慮し、夜間は避けて昼間の受入を原則とする。

ただし、交通渋滞の状況や周辺環境の状況(夜間でも明るい等)に応じて、早朝や夜間の受入を検討する。

### ②保管

仮置場には、環境保全上の配慮が必要な廃棄物が、一般廃棄物に混ざった状態で搬入されることが予想される。そのため、仮置場への搬入段階で廃棄物の性状を把握し、飛散流出の防止や適正な保管が必要である旨の明示等を行う。

また、中には爆発・発火しやすい廃棄物が混入している可能性もあるため、関係者以外が近づかないように警備員を配置するとともに、発火した場合を想定して消火器を設置し、消防署との連携を強化するなどの対処を行う。

さらに二次公害の防止策として、粉じん対策用散水、汚水・排水処理、ネットや柵による飛散防止が考えられる。水を含んだ畳は悪臭を発するため、優先的に資源化・焼却処分することが必要である。このような腐敗性の高いもの及び悪臭を放つもの等については、悪臭や害虫発生の防止等を行って適切に保管するとともに、優先的に処理処分していくこととする。

表 3-9 に、仮置場保管時に注意が必要な品目について整理した。

表 3-9 仮置場における保管上の注意点

品目	保管時の注意点
感染性廃棄物	屋根のある建物内で保管するのが望ましいが、屋内の保管場所が確保できない場合には、防水性のビニールシートで全体を覆う(底面を含む)等、直射日光を避け、風雨にさらされず、感染性廃棄物が飛散、流出、地下浸透、腐食しないよう必要な対策を講じる。 また保管場所には、感染性廃棄物の保管場所である旨を明示する。
PCB	PCBが使用されている可能性のある電気機器については、分別保管の上、飛散・流出を防止する措置をとる。 また保管場所には、PCB廃棄物の保管場所である旨を明示する。
廃石綿 (アスベスト)	搬入される災害廃棄物にアスベストが混入していないかを確認し、適切な除去・分別を行う必要がある。 また、除去・分別した廃石綿やアスベストは区別して保管することに加え、保管場所である旨を明示する。
家電リサイクル法の 対象品目	冷媒フロン回収が必要なエアコンや冷蔵庫、PCBが使用されているテレビに注意が必要である。
混合物	分別し切れなかったものが混合物であるが、有機物の割合が高い場合、中で発酵・分解が進み、高温となって火災に繋がる可能性がある。そのため、積上げる高さに注意するとともに、保管中の温度等を測定することが望ましい。

【仮置場運用で留意すべき事項等】

■ 災害廃棄物の分別

- 災害廃棄物の仮置場における分別作業は、過去の災害の経験からボランティア活動との連携が不可欠となる。
- 分別等は、各現場で作業を行う被災者やボランティアの余力や認識、采配に相当依存しており、担当者やリーダーを決め、可能な範囲で行う。
- ボランティア活動との連携を図りつつ、安全確保及び情報共有を徹底する。

■ 搬入・搬出管理

- 災害廃棄物処理の作業効率を高め、さらに不法投棄を防止するためには、正確で迅速な搬入・搬出管理が必要である。
- また、その後の処理量やコストを見積る上でも、量や分別に対する状況把握を日々行うことが望ましい。

■ 仮置場の安全管理

- 作業員は、通常の安全・衛生面に配慮した服装に加え、石綿や感染性廃棄物への備えとして、必ず防じんマスク及び眼鏡を着用する。
- 靴については、破傷風の原因となる釘等も多いため、安全靴を履くことが望ましいが、入手困難な場合、長靴に厚い中敷きを入れるなどの工夫をする。
- 仮置場内及び仮置場周辺への環境に影響を与えないよう、粉じんや騒音・振動、悪臭、害虫対策等、必要な対策を講じる。

### ■仮置場の路盤整備

○仮置場の地面について、特に土(農地を含む)の上を集積する場合、散水に伴う建設機械の作業効率を確保するため、仮設用道路等に使う「敷鉄板」(基本リース品)を手当てする。

○水硬性のある道路用鉄鋼スラグを輸送し、路盤として使用することもできる。

### ■搬入道路の整備

○アクセス・搬入出路は、大型車がアクセスできるコンクリート/アスファルト/砂利舗装された道路(幅 12m 程度以上)を確保し、必要に応じて地盤改良を行う。

○なお、発生した災害廃棄物を、事後の復旧を考慮した上で浸水区域への仮設道路の基盤材として使うことも可能である。

### ■周辺道路の交通整理

○仮置場に災害廃棄物を搬入する車両で交通渋滞を引き起こすおそれがあることから、仮置場への搬入経路を設定する、誘導員を配置する等、交通整理をすることが望ましい。

### ■仮置場における火災予防

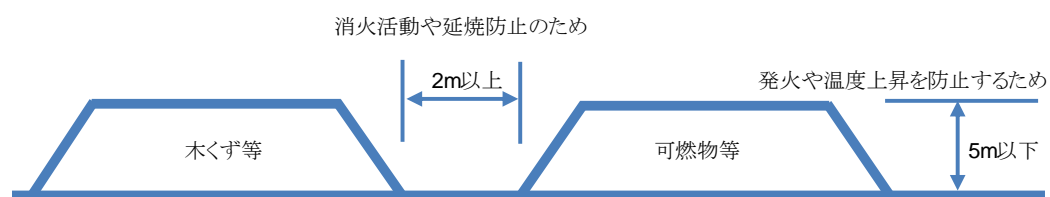
○木くずや可燃物は、高さ 5m 以上積み上げを行わない。

○鉛蓄電池(自動車、オートバイなどから発生)は火災発生の原因となるので、廃棄物の山から取り除く。

○山を重機で踏み潰さないように注意する。

○万が一の火災発生時の消火活動を容易にし、延焼を防止するため、堆積物同士の離間距離を 2m 以上設ける。

○消火用水や消火器を準備する。



### ●仮置場の設営にあたっての留意事項など（熊本県益城町の教訓）

平成 28 年熊本地震で大きな被害を受けた益城町では、前震発生日の翌日（4 月 15 日 12 時）には災害廃棄物仮置場を設置した。仮置場設置後、さっそく町中から災害廃棄物が搬入されたが、十分な誘導を行わないまま受け入れた結果、可燃物・不燃物などの種類に分別されないまま、どんどん積みあがっていった。

16 日に環境省の指導により、6 品目（可燃物、不燃物、瓦、コンクリート、木材、家電類）に分別して収集することとしたが、搬入量は増加の一途をたどり、一方で集積した廃棄物を搬出できなかったため、集積する廃棄物の山及び面積は日々拡大し、灯油缶や農薬などの危険物ががれきの山から発見されることもあった。

また、仮置場として使用開始後、地盤が雨でぬかるむなどが生じ、使用前に砕石や鉄板を敷くなどして地盤を補強することが必要であった。

これらの教訓から、仮置場の開設にあたっては、次の対応が必要と言える。

- 災害発生時に推計した災害廃棄物量に合わせて、適切な面積を確保できるよう仮置場を選定する。
- 仮置場として使用開始する前に、砕石や鉄板を敷くなどにより、地盤を強化することが必要である。
- 分別の区分、場所等を指定し、看板を立てる等により、搬入者にわかるようにすることが必要である。
- 搬入口に概略図を示す、あるいは置きごみ（この場所にはこの種類が置かれるとわかるように事前に分別したごみを置くこと）を行うことで、効率的に搬入できた事例もある。
- 役場職員、応援職員、ボランティアにより管理要員を賄い、搬入する災害廃棄物を適切に分別するよう誘導することが必要となる。
- それぞれの災害廃棄物の積み上げ、搬出等には重機が必要であり、これを確保する必要がある。
- 積み上げ高さは指針等で最大 5m となっているが、広い面積を確保できない場合には 3m 程度にとどめておくことが望ましい。

#### 4 収集運搬計画

平時より、地元の建設業協会や産業廃棄物協会等との協力体制を確保するとともに、協力体制を敷かれた協会等が保有する収集運搬車両や重機を事前にリストアップしておく。

発災後は速やかに、利用可能な収集運搬車両や重機の確認と車両の手配を行い、災害対策本部を通じて道路の被災状況を確認する。

生活ごみについては、被災状況に応じて平常時の収集ルートやスケジュールを変更する。避難所ごみについては、別途収集運搬体制を定める。

また、収集運搬計画を策定する際には、収集運搬車両や重機の燃料確保についても考慮する。

#### 5 災害廃棄物の処理方針

災害廃棄物の種類別に表 3-10 に示す様式(例)で発生見込み量等を整理するとともに、どの処理施設にてどのように処理するのか等、処理方針を整理する。

なお、コンクリートがら、金属くず、柱角材については、保有している処理施設では対応できないため、民間の産業廃棄物処理施設等で処理を行うこととし、早期に協定等の締結を進める必要がある。

表 3-10 処理・処分方法整理様式(例)

種類	発生見込量(t)	処理・処分方法			
		処理施設	想定処理量(t)	処理方法	備考
可燃物				選別を行い、紙くずなど再利用・再資源化が可能なものは民間処理施設を確保し、積極的に活用する。 焼却灰は、最終処分場で埋処分する。	
不燃物				選別・破碎処理後、再生利用が可能なものは、民間業者を確保し、積極的に活用する。 残渣については最終処分場に埋め立てる。	
コンクリートがら				コンクリート塊・アスファルト塊は、再利用・再資源化を原則とする。 路盤材、工事現場における埋め戻し材、低地の埋立による地盤のかさ上げ工事の再生砕石等有効利用法を検討し、建設業者に協力を求める。また、本町だけでは処理(再利用)できない場合は、広域的な処理体制の確保に努める。	
金属くず				金属資源として再生利用を原則とする。	
柱角材				木くずは、チップ化など再利用・再資源化を図る。 燃料化や木材材料としての利用が困難なものに関しては、焼却処理する。	



## 6 広域的な処理・処分

町内の廃棄物処理施設だけでは処理が困難であると判断される場合は、周辺自治体への支援を要請する。

支援要請に際しては、第2章第2項に示す体制に基づき対応する。

## 7 有害廃棄物・処理困難物等

有害廃棄物・処理困難物を災害がれきの解体・撤去作業時や仮置場での選別作業時に発見した場合は、原則として専門処理業者に引き渡すものとし、その場での引き渡しが困難な場合は、仮置場の指定する場所に一時保管する。

表 3-11 有害廃棄物・処理困難物等の処理方法

種類	処理方法
石綿	<ul style="list-style-type: none"><li>・ 廃石綿等は原則として仮置場に持ち込まない。</li><li>・ 被災した建物の解体前には、石綿の事前調査を行い、石綿の使用が確認された場合は、解体がれき類に石綿が混入しないように適切に除去を行い、廃石綿等または石綿含有廃棄物として適正に処分する。</li><li>・ 仮置場の災害がれき中に石綿を含む恐れがあるものを発見した場合は、分析によって確認する。</li><li>・ 建物の解体・撤去及び仮置場における破砕処理現場周辺作業では、石綿暴露防止のために専用マスクやメガネ等を着用し、散水等を適宜行う。</li></ul>
廃PCB及びPCB使用機器	<ul style="list-style-type: none"><li>・ PCB廃棄物は、原則として直接PCB保管事業者引き渡す。</li><li>・ PCBを使用・保管している建物の解体・撤去を行う場合や解体・撤去作業中にPCB機器類を発見した場合は、他の廃棄物に混入しないよう分別し、指定場所にて保管後、専門業者に引き渡す。</li><li>・ 仮置場の災害がれき中にPCB機器類を発見した場合は、他の廃棄物に混入しないよう分別し、指定場所にて保管後、専門業者に引き渡す。</li><li>・ PCB含有有無の判断がつかないトランス・コンデンサ等の機器は、PCB廃棄物とみなして分別し、保管する。</li><li>・ 管理者や保管場所が被災等により適切な保管・管理が困難とされる場合は、町が一旦回収し適切な保管・管理体制が整うまで、もしくは処理が完了するまで保管・管理する。</li></ul>
その他有害物質、化学物質	<ul style="list-style-type: none"><li>・ 建物の解体前には、有害物質取り扱いについての確認を行う。</li><li>・ 有害物質、化学物質等は、専門処理業者に引き渡す。</li></ul>

## 8 処理フロー

本町における災害廃棄物の発生量、処理可能量、処理方針等を踏まえ、国の指針や県計画を参考とし、災害廃棄物の種類毎に、再資源化を含む中間処理から最終処分まで流れを示した処理フローを図 3-3 の例を参考として作成し、これらの処理量等については図 3-4 を参考に整理するものとする。

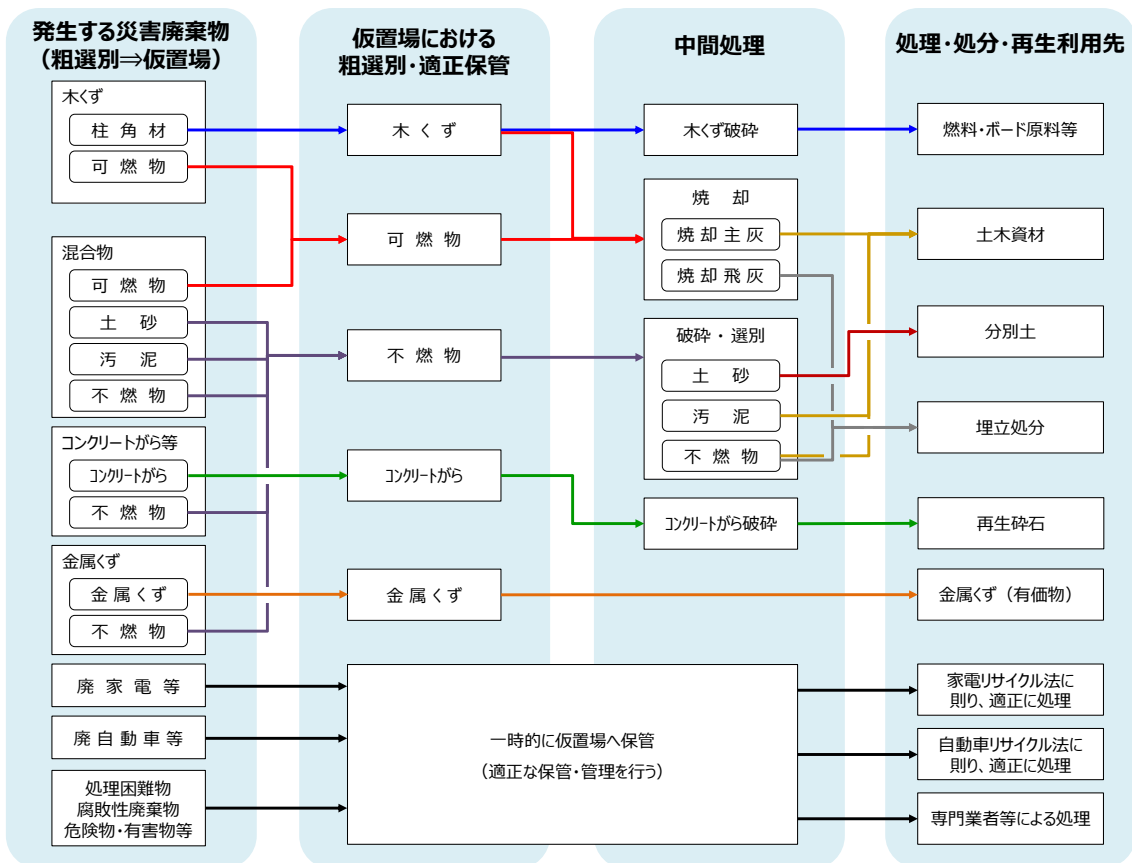


図 3-3 災害廃棄物の処理フロー(例)



図 3-4 災害廃棄物の処理量等の集計(例)

## 第4章 その他

### 1 環境対策、モニタリング、火災防止対策

町民の生活環境への影響を防止するために、発災直後は特に仮置場や廃棄物処理施設、廃棄物運搬ルート、建物の解体・撤去現場等を対象に、大気、騒音・振動、土壌、臭気、水質等の環境モニタリングを行い、町民及び処理業者へ情報の提供を行う。

モニタリングを行う環境項目やスケジュールについては、平時に検討した内容をもとに、被災状況を踏まえ設定する。

災害廃棄物の処理の進捗に伴い、必要に応じて環境調査項目の見直しを行う。

### 2 がれき撤去、損壊家屋等の解体・撤去

被災家屋等の解体、がれきの撤去は、原則として住民の負担において行うものである。

しかし、被災者の負担軽減と被災地の早期の復旧・復興を図るため、市町村の事業として国の補助の対象となった場合は、本町は、次のとおり対応することを基本とする。

- ・現地調査により危険度判定や所有者の意思を踏まえ優先順位を決定する。
- ・申請方法を被災者へ広報し、解体申請窓口を設置する。
- ・解体を受け付けた建物については図面等で整理を行い、倒壊の危険度や効率的な解体作業を考慮し、解体・撤去の順序を検討する。
- ・解体申請受付開始後、速やかに解体事業の発注を行う。
- ・解体事業は、建設リサイクル法に基づき実施する。
- ・解体・撤去の着手に当たっては、建物所有者の立会のもと、対象建築物、範囲を確認する。
- ・解体事業者より解体・撤去完了の連絡を受けたら、速やかに解体物件毎に現地立会(申請者、自治体、解体業者)を行い、履行を確認する。
- ・被災規模が大きく、広い範囲で迅速な解体・撤去が必要な場合、作業の発注を建物毎でなく地区毎に行うなど、効率化を図ることも検討する。

### 3 施設強靱化計画

可燃ごみ処理施設は平成9年度末に供用を開始し、既に20年経過していることから、今後10年程度で更新時期を迎える。このため、施設の更新に当たっては、災害廃棄物の受け入れに必要な設備として、次の設備・機能を装備し強靱化を図る。

- ①耐震・耐水性
- ②始動用電源、燃料保管設備

### ③薬剤等の備蓄倉庫

#### 4 仮設処理施設

みなかみ町においては、町の処理能力に比し、極端に大きな被害の発生は考え難い。但し、土砂災害や水害等により、がれき類が発生する場合、これを町の施設で処理することは困難である。

これらについては、仮設処理施設等で対応することはせず、県内の産業廃棄物処理業者等と協定を結び、適切に処理処分できる体制を構築していくものとする。

#### 5 思い出の品等

災害廃棄物を撤去する場合、思い出の品や貴重品は、可能な限り所有者等に引き渡す機会を提供する必要があることから、その取扱いルールについて平常時から検討を行う。

- ・思い出の品等取扱いルールとして、思い出の品の定義、持主の確認方法、回収保管方法、返却方法等を定める。

(思い出の品の例)位牌、アルバム、卒業証書、賞状、成績表、写真、パソコン、ハードディスク、携帯電話、ビデオ、デジカメ等

- ・現金、預金通帳、証券、基金等の有価物については、速やかに警察へ届け出る必要があるため、あらかじめ必要な書類の様式を作成しておく。